

むつ市議会第191回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成19年3月15日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第32号 工事請負契約について

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 20番 横 垣 成 年 議員
- (2) 58番 斉 藤 孝 昭 議員
- (3) 51番 慶 長 徳 造 議員
- (4) 42番 千 賀 武 由 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（53人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十
8番	菊	池	一	郎	10番	濱	田	栄	子
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	19番	久	保	田	昌
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	25番	東	谷	正	司
26番	東	谷	良	久	27番	佐	々	木	隆
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
30番	坂	井	一	利	31番	福	永	忠	雄
33番	飛	内	賢	司	35番	田	澤	光	雄
36番	德			誠	37番	佐	々	木	肇
38番	鎌	田	ち	よ	39番	菊	池	広	志
40番	野	呂	泰	喜	41番	杉	浦		洋
42番	千	賀	武	由	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均
48番	工	藤	清	四	49番	服	部	清	三
50番	杉	本	清	記	51番	慶	長	德	造
52番	佐	藤		司	54番	牛	滝	春	夫
55番	本	間	千	佳	57番	坪	田	智	十
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男
62番	宮	下	順	一					

欠席議員（9人）

7番	小	林		正	9番	新	谷		功
18番	柴	田	峯	生	23番	千	船		司
24番	松	野	裕	而	32番	板	井	磯	美
34番	赤	松		功	53番	工	藤	直	義
56番	半	田	義	秋					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十 四 夫	選挙管理委員会	佐々木	鉄郎
農委会員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務部部長	西堀	敏夫	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉部長	名久井	耕一
経済部長	佐藤	純一	建設部長	成田	豊
教育部長	宮下	孝信	教委事務員	新谷	加水
公企業局 営長	小川	照久	監査委員	遠藤	雪夫
総務部長	千船	藤四郎	企画調整	近原	芳栄
保福祉部長	佐藤	節雄	保福副課	佐々木	順
建設課部長	石田	三男	建設課部長	太田	信輝
選挙管理委員会	大芦	清重	農委事務局	村川	修司
教委事務局	木村	重男	教委事務員	宮木	則男
教委副総務課	奥島	慎一	教委指導課	下山	益雄
企画課部長	成田	晴光	企画課部長	佐藤	吉男
教委保健課			川庁舎所内長		

大 烟
庁 舎 所 長
総 務 課 部 長
総 務 部 課 係 査
総 務 政 査
行 査
主

伴 邦 雄
鴨 澤 信 幸
澁 田 剛

脇 野 沢
庁 舎 所 長
総 務 部 課 長
総 務 政 査
行 査
主

船 澤 桂 逸
吉 田 真

事務局職員出席者

事 務 局 長
総 括 主 幹
庶 務 係 長
調 査 係 査
主

小 島 昭 夫
工 藤 昌 志
金 澤 寿 々 子
青 山 諭

次 長
主 幹
庶 務 係 査
主 任 事 係 任
議 事 係 任
主

高 田 文 明
柳 田 諭
濱 村 勝 義
葛 西 信 弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は47人で定足数に達しております。

会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

15番石田勝弘議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日、市長から今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第32号 工事請負契約についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま追加上程されました

議案第32号 工事請負契約について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、本定例会においてご報告いたしております報告第1号の関根漁港施設災害復旧事業に係る工事請負契約についてでありまして、関根漁港施設のうち、被害を受けた第2西防波堤の堤体、消波ブロック等の一部を復旧するためのものです。

以上をもちまして、追加上程されました議案についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第32号については、明3月16日、一般質問に先立ち、質疑、討論及び採決を行いますので、ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより横垣成年議員、斉藤孝昭議員、慶長徳造議員、千賀武由議員、堺孝悦議員、川下八十美議員、久保田昌司議員、澤田博文議員、東健而議員、澤藤一雄議員、半田義秋議員、目時睦男議員、鎌田ちよ子議員、大澤敬作議員、工藤孝夫議員、柴田峯生議員、石田勝弘議員、村川壽司議員の順となっております。

今日は、横垣成年議員、斉藤孝昭議員、慶長徳造議員、千賀武由議員の一般質問を行います。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 皆さん、おはようございます。むつ市議会第191回定例会に当たり、日本共産党横垣成年、一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

まず第1点目、福祉行政の諸問題であります。日本は、アメリカの要請にこたえ、1990年代後半から新自由主義経済の施策が強まり、小泉内閣では、それをさらに強力に推し進め、その結果ぎりぎりの生活をしている国民がさらに追い詰められる状況をつくり出し、働いても働いても生活保護基準以下の生活しかできないという新たな層をどんどんつくり出してあります。ちなみに、ヨーロッパでは、アメリカが進める新自由主義経済は、もう勘弁してくれとして卒業し、働くことは人生の目的ではない、自分の人生を、家族を、環境を大切に生きる生き方、社会となっております。

さて、日本では1999年、労働者派遣が原則自由化、これにより無権利状態の派遣労働者がどんどんふえていくことになりました。1997年、保育の措置制度が撤廃、2000年、障害者福祉の措置制度が廃止、同じ2000年、厚生年金の改悪、2002年、健康保険の改悪、児童扶養手当の減額、2004年からは生活保護の老齢加算の縮小廃止、2005年には介護保険の改悪と障害者への応益負担導入などが進められました。日本共産党は、それらすべてに反対してまいりました。働くルールや生活の下支えしている施策が次々にはぎ取られた結果、格差が激しくなり、貧困が進んできたと言っているものであります。まさに今社会現象となっている貧困と格差は、今の政府与党がつくり出しているものであります。その政府与党、国の言いなりの市

政運営をしていては、市民が路頭に迷うばかりであります。どんなアンケートをとっても、一番に来るのが医療・福祉充実であります。医療・福祉縮小を進める国言いなりではなく、市民生活を応援する市政、医療・福祉優先の市政を進めるべきと思いますが、お考えをお聞きいたします。

同じ福祉行政において、生活困窮に追い込まれている市民がふえている状況にあつては、市独自の介護保険料減免制度の創設は避けられないものだと私は思っております。年収40万円以下の年金しかない人からの2万7,000円の徴収は、大変きついものだと思います。市独自の減免制度をつくるべきと思いますが、お聞きいたします。

2点目、教育行政の諸問題と全国学力テストについてであります。近年の教育荒廃の根本原因は何かをお聞きしたいと思います。私は、根本原因があいまいにされたまま、家庭の責任だとか、生徒の責任、教師の責任にされ、問題がさらにこじれているのではないかと思っております。私は、根本原因は、日本の戦前を反省しない戦前から引き継いでいる国家体質にあると思っております。ちなみに、今、日本には、戦前の国家体質を清算しろとたたきつけられている問題があります。従軍慰安婦問題であります。アメリカ民主党の議員らが提出している決議案です。

決議案は、こう述べております。植民地支配と戦時占領の期間、日本政府は公式に帝国軍隊の性奴隷にすることを唯一の目的として、若い女性の獲得を委託した。日本政府による軍事的強制売春である慰安婦システムは、その残酷さと規模の大きさと前例のないものと考えられる。集団レイプ、強制妊娠中絶、辱めや性暴力を含み、結果として死、最終的には自殺に追い込んだ20世紀最大の人身売買事件になった。日本は、若い女性に慰安婦として世界に知られる性奴隷を強制したことを明確にあいまいさのないやり方で公式に認め、謝罪

し、歴史的責任を受け入れるべきであると述べております。しかしながら、安倍首相は証拠がないと決議を受け入れようとしていません。このような政府の姿勢が今日の教育をゆがめる根本原因となっていると思います。

日本という国が、アメリカにも謝罪を求められる歴史を持ち、それをあいまいにし、教師がきちんと歴史に向き合い、正しい歴史を教えることができないという事実。それを反省せずに教育というそのものの深い議論を避け、ごまかしごまかし今日まで来たという事実。そして戦前の反省のうえにつくられた、昨年改悪されましたが、以前の教育基本法を骨抜きにし、民主的な教育を放棄し、戦前のような軍隊意識の一方的な教育をしたくてできない政府は、ただひたすら競争だけをあおる教育のみを異常に推し進め、子供の成長過程で最も大切な家族団らんを破壊する企業中心社会をつくってしまった事実の原因があると思います。いかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

来月24日に全国学力テストが実施される予定です。私は、昨年の9月定例会でも取り上げました。現在県の学習状況調査テストがあります。私は、それで十分生徒の弱点なり教師の教え方の工夫が可能なものと考えております。再度全国学力テストは実施するべきでないと思いますが、お聞きいたします。もし実施するとした場合、参加する、しないは児童、生徒、学校の判断に任せるべきと思います。そして、参加する場合、個人情報の取り扱いには慎重にすべきであり、個人名を書かないことも認めるべきと思いますが、お聞きいたします。

3点目、本庁舎の来庁者用専用駐車場についてであります。私は、「いつ市役所に行っても車をとめるところを探するのに苦労する」という苦情を多く聞いております。1日何人来庁者が来るのか、何台の駐車場があれば最もよいのか、調査してい

るならばお聞かせ願いたいし、来庁者用駐車場は職員駐車場と明確に分け、きちっと確保すべきと思いますが、お聞きいたします。

最後、4点目であります。生活道路、大湊地区のロードヒーティング早期実施についてであります。昨年末に大湊地区のロードヒーティング早期実施を求める540筆の署名を日本共産党むつ市後援会が市長に直接手渡しいたしました。その要求は、平成19年度予算にどのように反映されているものか、また毎年少なくとも1本は整備するべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員にお聞きいたします。

一般質問は、市の一般事務にというふうなことの決まりがございます。会議規則第63条にも市の一般事務と限定されているところがございますので、今後の質問におかれましては、十分ご留意のうえ発言をお願いいたします。

市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員の福祉行政についてのご質問にお答えいたします。

第1点目は、福祉行政の諸問題についてであります。少子高齢化が進行する中において、福祉行政に対する市民の関心はこれまで以上に高まっております。それは、介護保険制度の改正であったり、障害者制度、生活保護制度の改正であったり、少子化対策のための新たな施策の展開であったりするわけであります。これらの福祉サービスを利用する人々にとっては、当然ながら高サービス、低負担が最も望ましい姿でありましょうし、それを希望することは自明の理であります。しかし、福祉が最も進んだ国々においては、高福祉は高負担によって賄われるという原理が作用しておりま

して、現にスウェーデンのような高福祉国家からドイツに移民を希望する人たちがふえ始めており、現に自国の高福祉の利益を放棄しても他の国へ移るといふ、そういう潮流が生まれていることも世界にはあるわけであります。我が国では、基本となる福祉サービスに関して、国民が全国どの場所においても等しく受けられるよう統一的な基準を定め、その運用を地方自治体に求めております。これは、地域間に格差を生じさせないためであります。市は、国が国の責任で管理運用する福祉サービスに関しては、国の基本方針にのっとり、その指示に従い実施しております。その中で最も質の高いサービスを市民に提供しようと努力していることをご理解いただきたいと思います。市民に対する思いは、議員と同様に、いや、それ以上であるということをご申し述べておきたいと存じます。

このような福祉サービスを展開することをとらえて、議員が国に追随した福祉行政の転換を求めるとの発言であれば、それはちょっと異質な議論ではないかと申し上げたいところであります。国の施策に関して、その制度を改正することとなりますと、それは地方の議会で議論すべきことではなく、国政の場で議論されるべきものであらうと思っております。

次に、ご質問の第2点目、介護保険料についてでございますが、このことにつきましては、むつ市議会第189回定例会で大澤議員から、前回の第190回定例会でも横垣議員から同様のご質問をいただき、減免の実施は難しい旨の答弁をいたしておりますが、状況は変わっておりませんので、ご理解を賜りたいと思っております。

本庁舎の駐車場についてのご質問は、総務部長からお答えいたします。

次に、生活道路についてのご質問にお答えいたします。まず、大湊地区のロードヒーティング早

期実施のお尋ねであります。市ではこれまで大湊地区の市道6路線についてロードヒーティングを設置しております。平成19年度は、市道連絡8号線、通称新川守坂の整備を予定しております。予算に計上してあるものであります。同地区の坂道対策が必要なことは十分に承知しており、今後も財政状況を見きわめながら整備を進めてまいりたいと存じます。

なお、確かに署名簿は受けとめました。署名簿が出されたのは市がロードヒーティング事業を展開し始めてから署名が始まっているということをお忘れなきよう念のため申し添えておきます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） ただいまの横垣議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、今日の教育行政の諸問題についてでございますが、私たち大人はだれしも日ごろから、どの子供も夢と希望を持ち、充実した家庭生活や学校生活を送り、未来に向かってたくましく自分の能力や可能性を最大限まで発揮してほしいといつも願っているところであります。しかし、現実には議員ご指摘のとおり、子供や学校を取り巻く環境は実に厳しいものがあります。私たちの子供のころ、それほど遠い昔でなくとも、ここ十数年前と比較いたしましても、最も大きく変わったと思われることの一つは、子供たちの毎日の様子が変わってきたことでもあります。基本的な生活習慣ばかりでなく、しつけやルールが十分身につけていない子供が以前にも増して多く見られるようになったことでもあります。

さらには、長年にわたりまして、個人の自由や権利のみが過度に強調されてきた社会的風潮などと相まって、子供たちの社会性、規範意識・道徳心の低下、そこから派生してくるいじめや不登校の問題、暴力行為等の憂慮すべき問題は、多い

少ないはあっても、どの学校も抱えており、その対応に追われているのが現在の学校の姿ではないかと思っております。

さらに、大きく変わったことのもう一つは、教育に対する価値観や期待感が多様化し、学校教育や教師に対する信用、信頼が揺らぎ始めたことであります。そのことが教師の自主的、自発的な教育活動にブレーキをかけたり萎縮させたりはしないかと懸念しているところであります。

このような状況になった背景は、少子化、核家族化、便利さのみを追求する世の中の風潮、物中心型の考え方、情報化などの経済社会の変化、さらには人間関係の希薄化など、家庭を含む社会のあらゆるところで教育力を低下させる要因が子供の周辺に浸透してきていることが考えられます。しかし、昨今の教育をめぐる混乱というのは、きのう、きょうに始まったものではなく、今申し上げたような問題は、かねてから存在しており、表面化するたびに、それなりの対応、対策を講じてきたところであります。しかし、依然として減少の兆しが見えてこないのは、問題の背景や原因がどこにあるかを明確に、的確に分析しないまま、ただいま横垣議員にもご指摘いただいておりますが、対症療法的に、その場しのぎに切り抜けてきたと言わざるを得ない面があったことも残念ながら否定できないことだと思っております。

教育の基本は、いつの時代でも子供と親、子供と講師がじかに向き合い、子供の考え、思い、あるいは子供の気持ちが読み取れる位置に在ることであろうと、このように思っております。

子供を育てるということは、大人の問題、責任であります。今から千二、三百年前の奈良時代、万葉の時代に、歌人、山上憶良が、「しろかねもくがねも玉も何せむにまされる宝子にしかめやも」と歌っております。このことは、まさに教育の真髄であり、永遠の真実であります。教育の再

生は、国の宝として子供を大事に大切に育て、温かく見守る思想と行動を大人全体が取り戻すことであろうと思っております。私ども教育委員会といたしましても、いろいろな場面を通じて、教師一人一人が教育することの崇高さを自覚し、自信と誇りを持って教育活動に専念できるような教育環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、全国学力・学習状況調査は実施すべきでないというご質問についてお答えいたします。現在本市では、青森県の学習状況調査を実施しており、その調査結果をもとに、各校においては学習指導上の課題を明らかにし、授業や家庭学習の改善に取り組んでいるところであります。昨年の9月定例会でもご答弁申し上げましたが、ことし4月に実施される全国学力・学習状況調査に参加することにより、これまでの青森県内や下北郡の比較的狭い範囲ではなくて、全国的な視野で子供たちの学習の理解度や到達度を把握することにより、子供たちの学習意欲を喚起させることを第一義とし、本市における義務教育の水準を保障するための方策を検討する目安にしたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査への参加については、児童・生徒個人や学校の判断に任せるべきではないかとのご質問についてであります。この調査は4月24日、全国一斉に実施することになっておりますが、既に計画してある修学旅行のようなやむを得ない事情のない限り、個々の学校の都合により実施日を変更することはできないことになっております。学力調査への参加を希望制にすることは、学校では同じ時間帯で参加しない者と参加する者への二重の対応が求められることから、教員の配置、教室等の割り振りの点からも物理的にも実施できない状況になるわけでありませぬ。

それでは、希望者には放課後や土曜日、日曜日が可能ではないかとの考え方もあるかもしれませんが、義務教育の段階では、教育の機会を等しく与えるという観点からも、決して好ましいことではないと思っております。

現在のところ、実施に向けて調査の趣旨や内容について児童・生徒に事前に説明したり、保護者に対しては文部科学省から出されておりますリーフレットを配布したりするなどして、理解と協力を求めているところであります。

次に、個人情報の取り扱いについてであります。文部科学省では、今回の調査を小学校においては株式会社ベネッセコーポレーション、中学校においては株式会社NTTデータに委託して実施を進めております。議員ご指摘のとおり、質問用紙、回答用紙には組、出席番号、氏名、性別を記入させることとしております。これは、あくまでも他人のデータと本人のデータが混同しないようにするための措置であると県教育委員会から説明を受けているところであります。議員ご指摘のように、個人情報が漏洩することがあったり、企業の営業活動に利用されることは絶対にあってはならないことであります。この学力調査事業を委託するに当たっては、文部科学省初等中等教育局の中に委託事業審査委員会を設置し、専門的な視野から公平で透明な委託機関の審査選定に当たったと伺っております。したがって、個人情報保護法、情報セキュリティ方針に基づいて、個人の情報は厳正に、そして永久に保護されるものと考えております。

繰り返しになりますが、全国学力・学習状況調査につきましては、児童・生徒一人一人の学力向上と学校経営の改善につなげるものでありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それでは、来庁者の駐車

場についてのご質問にお答えいたします。

まず、1日当たりの来庁者数でございます。各種証明、届け出、相談等の件数を基礎といたしまして推計いたしました。日常の来庁者数は、約1,000人程度でございます。そのうち自家用車で来られる方がまず90%といたしますと、900台の駐車場が必要となります。本庁を利用される方は、大体1回当たり30分程度の来庁かと推察いたしております。そうなりますと、大体60台のスペースが必要かと思えます。現在のところ、そのスペースにつきましても、30台前後しか確保できておりません。これまでも、この駐車場の解消のためにも、職員には通勤距離2キロメートル以内のマイカーの規制をしてございますけれども、この規制もさらに範囲を広げて対応しなければならないのかなど、そういうことも念頭に置いてございます。これらも含めまして、駐車場の確保には努力してまいりますので、何分よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 冒頭に議長の方で、市の事務に関係するのに限定という注意があったのでありますが、それをまたしっかりたすためにも、その背景というのはやっぱり言う必要があるということで、今いろんな文言を入れさせてもらったというのを先にちょっとお断りさせていただきます。

再質問は順不同になることをまたお許し願いたいのであります。まず最初に、大湊地域のロードヒーティングについては、日本共産党後援会がやる前に、それはそれなりに考えていたということでもありますが、とりあえずとにかく大湊地域のそういう要求が少しは前進したということで大変ありがたく感じております。

さて、市長は今退院したばかりですので、余り強く追及するということは若干控えさせてもらいながら、配慮はさせてもらいたいと思います。弱

い者の立場に立つ日本共産党ということで、そういう立場で今回は臨ませていただきたいと思っております。

さて、庁舎の駐車場の問題であります。職員のための駐車場なのか、来庁者のための駐車場なのか、そこら辺をぜひとも明確にもらって、来庁者がスムーズ来て、スムーズに帰ってもらえるというふうな環境づくりが大切ではないかと思っております。その点で、ぜひとも職員の方にもそこら辺を、どういう庁舎にしていこうかという議論はしてもらわなければいけないかなというふうにも思っております。来れば、もう職員の車がずらっと並んでいるというのであれば、やはり来庁者が二の次になっているというふうな状況も出てくると思っておりますので、そこら辺職員同士でもしっかり議論してもらって、どういう庁舎づくりをするのか、どう来庁者に対応をするのかというのはやっぱり職員一丸となって議論すれば、私はそれなりのいい対応策が出るのではないかと思います。そこら辺のところの考えをさらに部長の方からでもよろしいので、答弁を願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員用の駐車場につきましては、本庁舎以外にも下北文化会館の道路の反対側に確保してございます。来庁者用につきましては、本庁舎の左側に30台ほどとまれるスペースは確保してございます。その場所には、職員は一切とまっておりますので、その分を確保してございます。2キロ以内のマイカーの規制の周知徹底を、これまでも図っておりますけれども、さらにこれを強くしてまいりたいと思っております。

それから、さらにこの範囲が2キロでいいのか、もう少し範囲を広げた方がいいのか、そうなれば若干そのスペースもあいてまいりますので、この辺のところもこれから検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 私は、新庁舎移転には反対しておりますが、遅くとも2年、早ければ1年ちょっとで移転となる状況にありますけれども、その間でもやっぱり来庁者に対してはきちっとスムーズに駐車できるようなスペースを確保してやるという努力は必要かと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

さて、福祉行政の質問についてであります。ほとんど前進回答はないということでありました。国の方針にのっとってほとんど福祉行政はやっているというふうな答弁でありましたが、全国では、例えば介護保険にしても、障害者自立支援法を国が決めたけれども、市独自の減免だとか軽減だとか、そういうものを実施している自治体が必ず二、三割はあるという事実、やはりここが私は地方自治体の独自性というのできる部分ではないかなと。また、それを実行している自治体があるという事実はやはりあるのであります。だから、国が決めたから、もう地方自治体はそれに従わざるを得ないという立場でないからこそ地方自治体という名前があるわけです。地方自治、そして国は国。もし地方に自治という権利がないのであれば、何も地方にわざわざ議会をつくって、一つ一つ議案を賛成多数で決めてやる必要はないのですよね。ところが、地方自治体には独自の権限がある、だから一つ一つ議案を審議して、いや、国は決められたけれども、やっぱりこの自治体ではちょっと待てよと、少しここを変えて、こっちではちょっと色をつけて、このように上乘せしてやろうということが出来るから地方自治体というのが分けられて、憲法にも地方自治法というのがつくられているというふうに私は思っています。その点について、市長は地方自治の役割というのを、この憲法の5原則の一つにあるのですが、この地方自治の役割を発揮するという考えはないという

ことでいいのですか。もう国の言いなりの方針でいくと。そこをちょっと地方自治というのについてお考えをお聞きしたい。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 憲法に地方自治法というのは書いていませんけれども、慎重なご質問だと思いますから、お答えしますと、帝国憲法の時代には、地方自治はほとんど認められていなかった。地方行政を運営するための方針は示されておりますが、それは国の方針をいかにして地方に浸透させ、成果を上げるかという精神であったわけでありませう。日本国憲法においては、地方自治権を大幅に認めることになっている。それは、アメリカが押しつけたものだという言い方も一方にはあるわけでありまして、ですから地方自治法は常に新しくつけ加えられたり削られたりして今日の状態にあるわけでありませう。福祉に限って地方自治を論じるという議論は、いささか無理な点があるかと思ひます。福祉については新しいシステムが次々につくられて、あるいは古いシステムをなるべく金のかからないいいものにしようという国の思惑は見え隠れしますが、全国なべて同じ基準で憲法の精神、つまり人間として光栄に満ちて生きるための方策を講ずるために福祉関連法案ができています。それは、地方によって上下がなるべくない方がいいという考えがあります。ですから、地方で進んだ考え方で始めたものを国が取り込んで制度化しているものもあるというものでありませう。

つまり地方自治権と福祉とは同じでありながら、質的には違うものであるし、枠で違うというものでありませう。地方自治を否定するような考えをおまえ持っているのかというお尋ねでありましたが、私ども市長という立場でありますから、当然に地方の自治権、自決権をきちんと守っていくのが市長としての立場であると考えております。

ただ、福祉の部分に関しては、それは国できちんと議論して決めたものであるかかないかということを見きわめる必要はあるかと思ひます。

ご承知のように、リハビリテーションに関して、ついこの前厳しい規制をしいてきました。ところが、おととい、議論の結果、これが見直されまして、国民のための改良が法律的になされるということになっております。そのようなことを総合的に考えないと、地方自治権を否定するのかという議論に行き着くわけでありまして、単純無比な考え方でありますけれども、総合的に考えないと、地方自治ほどその地域性を考えたり、住民のありようを考えたりする中で、それぞれがそれぞれの生き方を選ぶという権利を保障している地方自治法でありますから、必ずしも隣の町と完全に同じではない、向こうでいいことをやっているけれども、それをそのままこちらでまねすることもない、あるいはいいものはまねするけれどもという、新しいものはつくるといふことがあってもいいだろうと、これが地方自治の考え方であろうと思ひます。

ただ、1回目のご質問にお答えしておりますように、福祉については上下のばらつきがないようにしようと、こういう考え方を申し述べたところでありますが、介護保険制度をスタートさせるに当たって厚生労働省が示した考え方は、横出し、上積みは認める、こういう考え方で法律はつくられております。しかし、お尋ねのものは介護に関する法律と違う部分のお尋ねであります。ですから、なるべく横出しも上積みもない方向でいかなければならないと。しかし、生活保護法に関しては、我々はまず第一義的に地方がこの生活保護を受ける人たちを選ぶ、そしてその財源を国・県が補てんしてくれるということになっております。ただし、先ごろのテレビで放映されたものを見ますと、いわゆるホームレスの方々を生活保護受給

者に仕立て上げて、その支給されたものをピンはねするという行為が生活保護に関しては今かなり幅広く行われているという報道がございました。そのように、地域に密着して住んでいる人に不利で、ホームレスのように身分不安定な人たちにとって非常に有利だというような現実もあるわけでありまして、そのようなことに対してどのように対応していくかというのが福祉の難しさであろうと、そう考えます。

ほかで進んだケースをやっているのが全国の3割くらいあるというご発言でありましたけれども、進んでいるからといって、それを素直に模倣していいかどうかという問題は、また別の観点から検討されなければならないと考えます。それは、それぞれの土地が抱えている問題、それぞれの地方が抱えている問題をどのように地域に合った方式にしていくかという深い検討があって初めて実現されるべきものであろうと考えておりますので、地方自治権と福祉の問題、福祉の問題も地方自治の及ぶところでありましてけれども、必ずしも一義的に議論すべき問題とは違うということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 地方自治と福祉を同一に議論できないということでありましてけれども、福祉についてはなかなか地方自治というのはむつ市では行われていないというふうな感じで私はお聞きいたしました。でも、いろんな深い議論だとか、その地域性というのは市長は認めておりますから、その地域性を考慮して、大体全国の自治体の3割くらいはそれこそしっかりと地方自治の権利を行使して、独自の施策をしているという現実があります。だから、私も今後いろいろ何回かやって、その福祉の独自の地方自治権を発揮した、そういう市政をするべくもっと勉強して、深い議論を呼び起こしていきたいなというふうに思っております。

す。

同じ福祉行政で私は、介護保険料の独自の減免制度をつくってほしいということをお聞きしたのだけれども、答弁はまず実施はできないということでありました。例えば私は40万円以下の年金しかない人からの2万7,000円は大変きついということを行いました。80万円のうちの2万7,000円、100万円のうちの2万7,000円と、もう全然比較ができないのです。本当に40万円のうちの2万7,000円は、もう大変です。40万円くらいしかない人は、一月3万円ちょっとで暮らしている方のこの2万7,000円というのは、本当にきついものだというふうに感じております。

例えばほかの自治体、北海道の士別市というところがあるのですが、ここはそもそも最低の第1段階、第2段階の保険料は1万9,400円とかなり低いのですが、この低いのをさらに40万5,800円以下の人は4,800円に軽減しているというのです。私は、合併してからのむつ市の40万円以下の人は何人くらいかなと調べたら、1,641人いるのだそうです。この1,641人の方が2万7,000円徴収されるのでしょね。大変厳しいものだ。もしこの1,641人の方にこの士別市のような形で減免制度を実施すると、今40万円以下の2万7,000円の人を5,000円にしてやるというふうに考えると、どのくらい財源が必要かということと3,610万2,000円必要だと。では、どうするのだと。これを、例えば恐山の展望台維持費1,000万円くらいかかっていますね、それをやめたり、しもきた克雪ドーム、ウェルネスパーク、来さまい館、合わせて1億8,000万円維持費かかっている。そこを何とか内部努力してもらって3,000万円を編み出してもらおう。そういうふうなことをすれば不可能ではない金額だと思います。これで、この1,641人の方が大変生活が楽になる。市長、いかがでしょうか、こういう提案を私今しているのですが、こ

ういう努力はできませんでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほど市長からもご答弁申し上げましたように、基本は国の指導に基づいた、つまり国の基準に基づいたものに準拠してございますけれども、その40万円以下につきましても、80万円以下の中でクリアしているということが当然第2段階でそういう軽減措置を講じております。それは軽減措置の中に入っておりますので、確かに40万円以下の方が横垣議員がお調べになった1,600名余という対象者の方はおいでになりますけれども、それは80万円以下の中で一緒にクリアしているということでご理解願いたいのです。ただ、それを上の方に、結局その不足分を上の方に求めるということになると、やはり国の軽減措置の考え方という指導からしますと、いわゆる前回のむつ市議会第190回定例会でお答えしたとおり、国の3原則に反するということになります。やはりその辺は上の方の第5段階あるいは第6段階の方にはそういう負担を求められないということで、私どもはあくまでも国の指導した形に準じているということですので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 私は、3,600万円ぐらいの財源で、こういう1,600人ぐらいを大変楽な生活にしてやれると、こういう施策をきちっとやるような、こういう地方自治を行えるようなむつ市にしたいと思っております。

次に、教育問題であります。私はこういうふうに日本という国が戦前というものをしっかりと清算できていない、そこで学校の先生もなかなか教え方が難しくなっているのではないかなというふうなことを冒頭言ったのでありますが、教育長

の答弁ですと、個人の自由とか権利のみが優先された。この間はしつけとかルールがなかなかきちっと行き届いていないとか、やはり答弁の中には個人が原因だとか、教師が原因だとか、やっぱりそういうふうな形の把握にとどまっているかなというふうに私はお聞きしたのでありますが、やはりそこにとどまらない、その奥の原因というものもしっかりと把握して、今のこの問題に向かうという姿勢が私は大事ではないかなということで、かなり歴史にかかわるようなことを冒頭で述べたわけであります。

私自身も中学校のとき社会科でやった歴史が、何か江戸時代で、明治に入るか入らないかで授業終わって高校に行ったのです。だから、全然戦争のことがわからないで高校に入ったということで、この社会科の先生は、どうして現代のことを教えないのだろうかといつもそういうふうに思っておりました。実際本当に戦争のことは知らないで高校、大学に行ったというのが私の認識でもありました。改めて大学に入って、この日本の歴史というのをそれなりに専門書を読んで、いや、これは大変なものだなと、これでは先生はまともに昭和に入った歴史は教えられないのだなというのを、これは私の偏見入っていますけれども、そのように感じて、先生は逃げたのではないかなというふうに思ったりもしました。だからやっぱりそこら辺をしっかりと日本としても教育界としてもどうするのかというのを議論して、ではどういう教育をしたらいいのかというのを前に進めるべきだということで、冒頭で私はこれを言ったのであります。

教育長は、個人の自由とか権利が優先される、しつけとルールが守られない。これも本当に現実だけれども、もう家庭は家庭でしっかりと団らんできない社会になっているというのも冒頭で述べました。だから、家庭でもゆっくり子供と向き合

って親子がいろいろ語り合うという場が持てない状況が今あるのではないかなと。先生は先生で学校で、それこそ30人学級を早く実現すればいいのでしょうけれども、そうでない状況で40人学級とかマンモス校では、そういう生徒を教えなくてはいけない。先生自体がもう多忙で、個人の生徒と向き合うという時間がなかなかない。結局家庭は家庭で親が子供と向き合う時間がない、学校は学校で先生が子供と向き合う時間がない。そうすれば、もう子供はどこに影響して成長したらいいのか。こういう状況が今の教育荒廃の大きな原因ではないかなと。

だから、これは日本全国すぐ変えるというわけにはいかないし、当然むつ市だけで変えるわけにはいかないの、それをとらまえながら、ではむつ市のできることは何かということであります。私はやっぱり教師がしっかりと生徒と向き合える、そういう余裕……余裕とかゆとりというのは、教育長は前回誤解を与えるので使いたくないとかという表現したのだけれども、やっぱりそういう怠けるとかというゆとり余裕ではなくて、生徒としっかりと余裕を持って理解し合えるような、そういう時間帯をつくれるような生徒と教師の関係をやっぱりむつ市の教育委員会としては最大限保障する、そういうことが本当にできる最大のことでないかなと思っておりますが、そこら辺の取り組みの状況というか、考え方というかというものもお聞きしたい。

それと関連して、私は前の議会で教師の実態、勤務状態の実態を調査してほしいということをお願いしております、これがまだ出ていなかったら、後の議会でも聞きたいと思っておりますが、そこら辺の調査もしっかり進めながら、どのような対応をしていこうと考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま多岐にわたるご質問ということで伺っておりますけれども、やはり私も教育というのは、いわゆるゆとりといいましょうか、心のゆとりがなければいい教育はできないと、このように思っているわけでございまして、日常的に疲れていて、そういう状況の中で子供を観察するという事は、やはり十分な教育を施したと私は言えないと思います。そういう意味での体調を十分にしながら、あるいは気分的にも爽快な中で教育を展開するというのが私は本来の姿だろうと、このように思っているわけでございます。

ただ、昔から教員というのは忙しいものだというふうなことでよく言われてきているわけでございまして、私も三十数年やってきましたけれども、そうかなというふうな形で、もう忙しさがしみついたという感じにいるわけでございます。ただ私は、教員の多忙化というものをどんなふうにしたら防げるのかなと、いつも考えているわけでございます。今仰せのように、むつ市においてはどうかというのはなかなか難しいものでございますが、やはり大きくは基本的には社会の仕組みが変わっていかないと、私はそういうことはできないのかなと、こういうふうにいるわけでございます。といいますのは、今の状況であります、何かいろいろな社会的な問題、子供にかかわった問題が出てきますと、すべて親とか学校とかということで、常にもう何十年と肥大化してしまって、課題を抱え過ぎてしまって、それで先生が病気になってみたりというふうなことがあるわけでございます。やはりもう限界かなというふうな、正直なところ私は思っております。

そういう意味で、このたびの教育基本法の中の家庭の教育とか、地域の教育ということを中心にしようということは非常にいいことだと私は思っておりますが、ただ、今言ったように、家庭も忙しい、学校も忙しい、どこも忙しいというふ

うな忙しいだらけの日本ということであってはならない。やはりこの辺あたりである程度スピードをダウンさせながら、あるべき時間の使い方、そういうものを全体で協議していただきたいし、飛躍しますが、教育再生会議などでは、むしろ教師の多忙化ということについてお話しいただければありがたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。間もなく申し合わせの時間が近づいてきておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

○20番（横垣成年） 本当に今社会全体がいい方向にいかないと、学校の先生も大変かなというふうに思います。

日本という国も一時はいい方向に行くきっかけがあったのです。1991年、たしか今の週休2日制だとかいうのを実施されたのはこのあたりからだと思います。このとき国が、通産省ですけども、1991年5月にゆとり社会の基本構想というのを発表したのです。これで日本という国のゆとりと豊かさのある生活の実現というのを国が上から進めようとして、それで週休2日制というのがこのあたりからちょっとは前に進んだのです。ところが、これがなかなか国民のいろんな要求だとか、政党だとか政治、議会の中でしっかり議論できないまま放置されて、今のようになちょっと厳しい状況になってしまったということで、日本も国で変えようとした時期があったのですけれども、やはりまたこういう議論を日本は呼び起こす必要があるかなというふうに思っております。

それで、最後であります。全国学力テストを来月やるということで、個人情報絶対流れないということでありましたけれども、名前を書くとかというのを、それこそ第一田名部小学校1組1番、次は2番、そう書くだけでも私は十分学校では、それは照らし合わせることはできますので、

名前は書かなくても番号だけで参加するということとはできないものかどうか、ここをお願いしたいし、質問項目で塾に通っているかどうかというのも事前に全部書くことになっているのです。やっぱりこういう事前の書き込みというのはなしにして、純粹にテストだけということにできないものか。そこを最後確認しておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほどの最初の答弁の中で、絶対に情報が漏洩しないというふうなことではなくて、私はあってはならないということをお願いしたところでございます。その問題用紙、答案用紙に番号だけで済むのではないかとというふうなことでございますが、確かに自分の、40名ぐらいの、あるいはまた自分の学校だけ、そのクラスだけであれば、そういう番号で済むと思いますが、やはりそうではなくて、全国全体というふうな立場からしますと、我々大人もそうでございますが、とかくその自分の出席番号の思い込みがあって、あるいは転校したり、あるいはまた去年の番号であったり、私も教員の一人でございますので、問題をチェックしますと、番号ミスというのは結構ありまして、我々は子供の字のくせを知っておりますので、これはこうだなということで訂正しますが、やはりこれが全国的なデータの中で動き出しますと、なかなか修正がきかない、そしてまた他人に紛れ込んでしまうというふうなことがあると思います。そういうことで、名前を書いたから、その子の情報が外へ行くということは私はないものと、このように思っております。

といいますのは、私も受験教育といいましょうか、何とか子供の進路を達成させるための指導をやってきたわけでございます。その試験を通して、先ほど申しましたベネッセコーポレーションあたりは非常に豊かな経験を持っているようでございますが、やはりその辺でも間違っ

ないということでのセーフティーネット的な対応ではないかなと、こんなふうに思っています。

一応教育環境を知るといふ点での意味の、あなたは塾に通っているかといふふうな意味だろうと私はとらえております。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤孝昭議員

○議長（宮下順一郎） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。58番斉藤孝昭議員。

（58番 斉藤孝昭議員登壇）

○58番（斉藤孝昭） 皆さん、おはようございます。むつ市議会第191回定例会に当たり一般質問を行います。私の質問は、平成19年度の施政方針についてであります。予算審査特別委員会での審査内容と一部重複するところがあるかもしれませんが、ご了承いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

初めに、市長は国の進める三位一体の改革推進により、大変苦しい財政状況となっていると話しています。大都市は、今までにない好景気に沸き、地方は倒産寸前のぎりぎりの状態を何とかしなければならぬとさまざまな施策を考え、実施したり、実施しようとしています。当市も例に漏れず頑張っていることは私から言うまでもありません。市長は、初当選したころ、どんなことを考え、思い、このまちを将来どのように導こうと考えていたのでしょうか。今日ここまで厳しい財政状況

になるうとは想像もつかなかったと思います。しかし、この局面をつくったのは市長であり、私たち議員でもあります。私たちは、その現実を真摯に受けとめ、改革改善に積極的に取り組まなければならないと意を新たにしなければなりません。俗に議員は、市長寄りの与党、それに対比する野党と言われます。私が議員になりたてのころ、地方議会には与党や野党などというものはないと指導されました。市長対議員でなければならないと先輩議員から指導されたことは先ほど言ったとおりであります。あえて与党というものが地方議会にあるのであれば、与党からこそ市長に対して意見を申し述べなければならないと私は考えています。近年にない厳しい財政状況となる平成19年度は、現状にへこむことなく、市長の強力なリーダーシップにより、この局面を乗り越えるよう市職員の努力をあわせて願うものであります。

さて、質問の大きな枠は、施政方針の予算編成、主要施策、市役所本庁舎移転、結びという順にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めは、予算編成についてであります。職員給与以外で歳出の抑制や効率化の施策は、具体的に行い、金額で幾らの成果を目標としているのかということでもあります。逼迫した財政状況から脱却するためには、財政の確保が第一であるといながら、税収も伸びない、国・県からの支援も期待できない状況と市長は言っています。入ってくるのが少ない以上、出ていくものを抑制することは当たり前のことです。しかし、市民生活を考えると、行政サービスをこれ以上低下することはなかなか難しい課題と考えます。そこで、数年前から実施している市職員の給料カット以外で歳出抑制の具体策、そして具体的な金額は幾らとしているのかお伺いいたします。

次に、主要施策についてであります。特に教育

施策についてお伺いいたします。まず、小中一貫教育を目指す教育プランについてであります。小中一貫教育については、一昨年の教育民生常任委員会の政務調査で福島県郡山市の小中一貫教育構想を調査してまいりました。内容はさておいて、この方法は特区申請を国に行い、許可がおりなければできない事業であります。市長が言う小中一貫教育を目指す教育プランとはどのようなものを策定しようとしているのかお伺いいたします。

また、昨年用地取得が不調に終わり、用地取得を初め改築工事が予定よりおこなわれている第三田名部小学校改築事業は、今後どのように進めるのかお伺いいたします。

次は、川内地区完全給食化事業であります。合併後川内地区の学校給食のあり方については、さまざまな議論が交わされてきました。学校給食を実施することは大変重要なことと思いますが、この事業の詳細説明がされていません。事業内容についてお示しいただければと思います。

次は、本庁舎移転についてであります。庁舎移転については、既に用地、建物の取得が決まった事項であります。しかし、移転のための最終議決はまだ先の話であり、市長は平成20年度になる見込みとしていますが、正確な期日については未定のままです。そこで、庁舎移転の理由に挙げている3点について、移転決定までの間対策が必要ではないかという観点から質問いたします。

まず、地震が来たら倒壊するかもしれないという現庁舎については、移転までもちこたえるような補強を施す考えはないかお伺いいたします。

二つ目は、庁舎内は迷路のようで、市役所に用事がある市民の皆様には不便をかけていると認めています。そこで、新庁舎に移転するまでの間、この問題を解消するため総合窓口の設置や庁内を案内する職員の配置はできないかお伺いいたします。

3点目は、本庁舎のお客様駐車場が狭いということでもあります。市職員の皆さんには大変申しわけありませんが、庁舎移転までの間、通勤手段の改善を図り、お客様用駐車場を確保できないのかお伺いいたします。

また、本庁舎移転ということは、市のまちづくりと関連があると市長は述べています。庁舎移転とまちづくりの関係については再質問で取り上げますので、よろしくお伺いいたします。

最後は、施政方針の結びとしている内容についてであります。この中で合併2年目の現在、市民には「合併してよかった」、「合併しなければよかった」という声が聞かれるとしています。市長に聞こえるこの対比した市民の声を今後議員活動に生かしたいと思っておりますので、それぞれお聞かせ願いたいと思います。

また、10年先、20年先を見据えた人づくりが実を結んでくれることを心から願っているとしています。市長のおっしゃる10年先、20年先を見据えた人づくりとはどのような事業及び施策なのかお伺いいたします。

以上、平成19年度の施政方針について質問いたしました。再質問については施政方針全般にわたりお聞きしたいと思いますが、通告外にならないよう気をつけますので、議長の配慮をよろしくお願ひして壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 斉藤議員のご質問にお答えします。

まず、職員給与の削減以外で歳出の抑制や効率化等をどのように進めるのかとお尋ねであります。議員ご承知のとおり、歳出における削減効果として最も効果が大きく、しかも即効性のあるのは人件費であります。それを除いてということ

でありますので、人件費以外の歳出の部分でお答えしてまいりたいと思います。

まず、行財政改革の大きな柱となるのは、昨年3月に策定しましたむつ市行政改革大綱でありまして、市が担うべき役割への重点化、行政ニーズに対応した効率的な組織の実現、財政運営の健全化という三つの重点目標を掲げ、その具体的な実施計画としまして、小川町保育所の民間移譲や戸籍総合システムの導入など40項目を挙げて鋭意取り組んでおるところであります。また、国の指針で示されました特定の項目を集中改革プランとしてまとめ、成果につきましてはホームページ上でも公表しておるところであります。

取り組みの項目が多岐にわたりますので、平成19年度から新たに始まるものに絞って申し上げますと、民間委託の推進では、小川町保育所に続き柳町保育所を民間移譲してまいりますほか、公の施設の有効活用と効率的な施設管理という点では、さきに御議決を賜りました牧野施設への指定管理者制度の導入を図ってまいります。また、補助金の整理合理化では、浄化槽設置整備事業費補助金の対象を既存家屋への設置に限定するなどの見直しを行っております。

なお、具体的な成果目標ということですが、保育所の民間移譲の場合、当面の効果額としては、臨時保育士の賃金が減ることや、効率的な運営によるコストの削減で約3,300万円程度を、牧野施設では人件費等の抑制により約800万円程度の効果額を、浄化槽設置整備事業費補助金では、約1,000万円弱の効果額をそれぞれ見込んでおります。また、固定資産に対する適正かつ効率的な課税事務を行うために導入した固定資産評価統合事業や地理情報システム構築事業等は、時間の経過とともに効果が期待できる事業としてとらまえておるところであります。これら歳入の確保や人件費まで含めた全体的な目標額といたしまして

は、集中改革プランで掲げております約4億6,000万円をめどとしながら、さらなる効果を出せるよう努力してまいりたいと存じます。

なお、合併によるスケールメリットのみが優先され、市民の満足感が置き去りにならないよう気を引き締めながら取り組んでまいらなければなりません。人口減少社会の中で安定的に自立した行政体を構築していくためには避けて通れない行財政改革でありますので、財政状況など市が置かれているありのままの姿を積極的に公表し、市民皆様からのご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成19年度の施政方針の中の小中一貫教育を目指す教育プランについて、第三田名部小学校改築事業について、川内地区完全給食化事業についてのご質問につきましては、教育委員会の所管でありますので、教育委員会から答弁があります。

次に、本庁舎の耐震補強についてのご質問にお答えいたします。まず、本庁舎につきましては、昨年12月に取得した旧アークスプラザへ移転するため、多くの皆様のご意見をお伺いしながら作業を進めているところでありますが、移転までにはおおよそ1年ないし1年6カ月ほどの期間を要するものと考えております。

これまでもご説明申し上げてまいりましたが、現庁舎は耐震強度の観点から極めて憂慮される状況にあります。現庁舎の現況を考えますと、庁舎が移転するまでの間におきましても、耐震性等についての自主的な点検を行い、必要最小限の改善措置を講じ、執務に支障のないよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、来庁者のための総合案内及び庁内案内係の設置についてであります。現在正面玄関ホールに面し総合案内を設置し、職員1名にて対応し

ております。しかしながら、不在時には市民ルームにお越しいただくようご案内をいたしておりますが、適宜対応することが難しいケースもあり、ご不便をおかけしているものと考えております。そのために庁舎レイアウトの際にも、利用者の多い窓口を1階に配置するよう努めているところですが、今後は庁舎入り口に掲示している案内板や通路表示等を改善し、来庁者にご迷惑をおかけしないよう対応してまいります。財政が非常に厳しい折、案内職員の増員は困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第7点目、お客様用駐車スペースを確保するための職員の通勤方法の改善を求めることについてお答えいたします。これまでも職員の通勤距離2キロメートル以内のマイカー通勤規制を実施してきておりますが、この規制を徹底させるとともに、バス路線を容易に利用できる環境にある職員に対しましては、通勤方法を検討するよう要請してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「合併してよかった」、「合併しなければよかった」という市民の声はそれぞれどのようなものがあるかとお尋ねであります。もちろん「合併してよかった」という声もありますが、一方では「こんなはずではなかった」という声も少なからずあると感じております。一般質問でもたびたび取り上げられておりますように、「仕事がなくなった」、「学校を卒業しても就職先がない」、「若者が減って地域に活力がなくなった」という地方の自治体にとって共通する難しい課題を初め、「除排雪が今までより丁寧でなくなった」、「高齢者に対する各種のサービス水準が低下してきた」などといった身近な事柄までさまざまな声が私に寄せられております。そうした声が出てくる要因の一つとして、合併によって何かが変わる、新しい風が吹くのではという期待を抱かれた方が

多くいらっしゃったと思うのでありますが、ちょうど合併のタイミングと時期を同じくして、小泉政権による公共事業の抑制や地方交付税の削減などといった国民に痛みを強いる政策が断行されたこと、また景気回復の恩恵が中央に偏り、地方に及んでこないという現実などから、いわば肩すかしを食わされた状態となって、不満や不平が吹き出してきたものととらえております。こうした背景を受けての住民の声でありますので、抱えている不安感を払拭していくには、相当の時間と経費を要します。

そういう思いで施政方針でも述べましたが、個々の事業としては大きく目立つものはないが、各地区に小刻みに多くの事業を配することをキーポイントとして予算編成に臨みまし、今後もその姿勢を堅持してまいりたいと考えております。その積み重ねの結果として、「合併してよかった」という声が数多く聞こえてくるのを願っているところであります。

次は、最後のご質問の10年先、20年先を見据えた人づくりとはどのような事業及び施策なのかとお尋ねにお答えいたします。人づくりの要諦は教育にあると考えております。一口に教育といいましても、学校、家庭、社会といった分野でそれぞれにとらえることができるかと思っております。10年先、20年先を見据えた人づくりに結びつく学校教育に関しましては、前段で関連するご質問がありましたので、この後教育長より答弁があると思いますので、私からは社会教育に関して考えの一端を申し述べてみたいと存じます。

社会教育の意味合いは、間口が広く、いろいろなどらえ方があると思っております。見事に実を結んだ実践例として、上杉鷹山による米沢藩の藩財政改革を挙げることができるかと思っております。上杉公が幾ら質素儉約を実践しても、それに続く家臣や領民が殿様の意を体さなければ、あの改革は失敗

したろうと考えます。当時子供たちは、大人が儉約する姿を目の当たりにし、一緒になって耐え忍んだことが容易に想像できますが、やがて紅花という産業を興し、藩の財政も回復するに及んで、その子供たちがその財産を次の世代に引き継ぐ役割を果たし、今日の山形県の礎が築かれたと思っております。もとより私は、上杉鷹山の足下にも及びませんが、藩が掲げた政策を官と民が一体となって実践すれば、壮大な社会教育、なかなしく人づくりがかなうものと考えます。

今私は、後の世代にマイナスの遺産を残さないこと、そして変化の激しい時代で我がむつ市が自立していけるだけの財政環境を整えて、次の世代に後事を託すことを最大の務めと考えております。展望を持たない我慢を強いるべきではありませんが、展望を持った我慢は、時に大きな政策になり得るということを感じて、これからも財政再建に愚直に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 齊藤議員の小中一貫教育を目指す教育プランとはどのようなものと考えているのかについてのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育の大きな目的の一つは、いわゆる俗に言われております中1ギャップを解消することにあります。これは、小学校での学級担任制から中学校に入ると授業が教科担任制に変わること、中学校に入った途端、学習内容が急激に増加すること、教え方や学習進度が小学校のときと大きく違ったりなどのさまざまな理由により、中学校生活にうまく適応できないことが指摘されております。これが不登校という形であらわれてくるなど、この傾向は当市におきましても例外ではなく、大きな課題の一つとなっているところであります。

さらに、現在の子供の身体的、生理的な発達状況を昔、過去と比較してみますと、今の小学校5年生、6年生の成長は、40年前の中学校1年生に近い状況となっております。このように現在の子供は、身体的、生理的にも発達が進んできていることから、文部科学省では小学校、中学校の垣根をなくした義務教育学校という9年制という新しい形態の学校ができないかどうか検討するため、広島県呉市など、全国27地域の学校を研究開発校に指定し、小中一貫教育の研究開発に当たっているところであります。

また、東京都品川区、京都市、奈良市、広島県呉市などでは、教育特区によって小中一貫教育の実践活動を先取りしており、これらの学校の実践報告によりますと、学力の向上はもちろんのこと、子供の心の安定が保たれるなど、不登校の子供が大幅に減少したと報告されております。

当市といたしましても、このような先進市の実践例を見据え、9年間という長いスパンで小・中学校が協力し、子供たちの持っている能力や技能を系統的かつ継続的に指導して、学力の向上は言うまでもなく、たくましい心や体の育成を図ってまいりたいと考えているところであります。このような視点に立って、当市におきましても、当市に導入するとすればどのようなスタイルの一貫教育が可能かどうかについて検討してきたところであります。

次に、現在のところ考えている大まかな小中一貫教育導入のスケジュールであります。平成19年度におきましては、小・中学校のPTA関係者並びに小・中学校の校長先生などで構成する検討委員会を組織し、具体的な内容や方向づけについて検討してもらいたいと考えております。

平成20年度には、小・中学校の間で教員が相互に乗り入れして授業が行えるようにする教育特区の申請をし、許可がおりれば平成21年、22年度に

は一部の学校で試行的に導入し、実際的な研究開発とともに、教員相互の共通理解を図ってまいりたいと考えており、平成23年度からすべての学校で実施できるようにしたいと考えております。

変化の激しいこれからの21世紀におきましては、むつ市の子供一人一人が将来自立し、社会の一員として、それぞれの分野でたくましく生き抜き、社会や地域の発展に寄与していくことが求められているところであります。そのためには、この小中一貫教育を導入することにより、むつ市が目指す子供像を市民全体に、より鮮明にし、豊かな心、確かな学力、健やかな体を身につけた豊かな人間性を備えた人づくりをむつ市の教育の柱に据えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りたいと思っております。

ご質問の第3点目、第三田名部小学校改築事業は今後どのように進めるかについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、第三田名部小学校の改築事業につきましては、平成17年度から進めてまいりましたが、平成18年度において計画しておりました現在の校地に隣接する用地の取得が困難となりましたことから、計画が繰り越しとなっているところであります。繰り越しとなったことにつきましては、第三田名部小学校PTA役員や同学区内町内会長の皆様に対し、説明会を開催するなど、ご理解を得る努力を重ねてきたところであります。今後の計画といたしましては、現在地から遠くないところに用地を取得し、早期に新しい学校づくりに着手したいと考えております。

平成19年度におきましては、新建設用地の取得交渉及び用地鑑定、地質調査等を行い、事業を進めていく所存でございます。結果的には、当初事業計画の1年繰り延べとなりますことから、校舎完成は平成22年度となる予定でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、川内地区完全給食化事業の内容について

のご質問にお答えいたします。本事業につきましては、川内地区の保護者の皆様から強いご要望がありましたこと、さらには全市的な均衡ある給食体制確立の意味からも、その早期実現に向けて鋭意取り組んできたところであります。おかげをもちまして、平成20年4月に川内地区の松川小学校、宿野部小学校及び蛸崎小学校が第一川内小学校に統合することになりましたことから、配送時間等につきましては、文部科学省で示しております学校給食衛生管理の基準に抵触することなく、脇野沢学校給食センターからの配食にめどがついたところであります。

教育委員会といたしましても、地域の皆様のご要望に遅滞なく対応できるようになった大きな要因は、川内地区の皆様のご理解とご協力があったためであり、改めて感謝と敬意を表するものであります。

さて、その内容ということですが、給食を配送するための車両のほかに食器類等の殺菌のための消毒保管庫、運搬用コンテナ等を平成19年度中に購入するなどの準備対応をとり、平成20年4月からの完全給食に備えるものであります。これにより市内小・中学校すべてに完全給食を提供できることとなります。教育委員会といたしましては、今後とも教育の一環として、安全で安心な学校給食体制を堅持してまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 再質問させていただきます。

先ほどの市長の答弁につきましては、上杉鷹山を例に挙げたすばらしい答弁で、私は少し感動いたしました。市長を最近よく思い出していましたが、市長も大したものだなというふうに感じましたので、再質問も答弁も引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

先に教育委員会に再質問しますが、第三田名部小学校の件についてであります。教育長の答弁は、もう十分わかりましたが、今現在進んでいる事柄について、まず代替地の見通しは立っているのか、先にお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 齊藤議員のご質問の第三田名部小学校建設計画繰り延べ後の用地につきましては、既に繰り延べ後、市長部局等と協議申し上げまして、大体の候補地を選定してございます。以上です。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 代替地どこですかという質問は、多分してはだめだと思いますので、その代替地を求めることによる総事業費の影響というのはどういうものがあるかお知らせください。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 現在のところ、面積についても確定してございませんし、金額的にどれだけの返りがあるかにつきましては、今後の鑑定価格等をいただいた時点で取得面積等々掛け合わせた金額で前の取得価格との差が出てくるということでございますので、現時点ではまだ明確なものがないということでございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） ということは、万が一、ちょっとひねくると、またその代替の用地取得が困難になって、また延びるという可能性があるかもわからないというふうに予想しますが、全体の計画について、今の用地取得が不調というよりも困難になった場合、全体のスケジュール的はどういう影響があるのかお知らせください。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 前段階で取得が困難になっております。これにつきまして、十分事務局と

いたしても反省は反省としながらも、次の取得に当たっては万全を期すということで、土地の問題、価格の問題ということになりますから、100%完全という事態は危惧される、全般的に設計の中ではあり得る話ではございますが、私どもといたしましては、100%の交渉をしたいという決意でございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 第三田名部小学校の件はわかりました。

次、人づくりについてということでお聞きしたいのですが、市長が答えられるのだったら市長でもよろしいのですけれども、今回の施政方針の中に放送大学青森学習センターむつ校を開設するというふうな項目があったのですが、これについてどのような内容なのか、少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 放送大学についてお答えいたしますが、齊藤議員もご承知のとおり、放送大学といいますのは、普通の今で言う国立大学とはちょっと違っていて、建物があってというのではなくて、これは通信制大学でございます。日本で初めてのと、要するに国で出資する放送大学というふうなことととらえていいと思いますが、これを新年度に入りまして、予算を議会で認めていただけましたら、早速5月あたりに調印式を行いまして、開所式ということで開いていきたいと、このように考えております。その場所は、むつ市立図書館の一角といいましょうか、自習できるような体制をとっていきたいと、このように考えているわけでございます。

概略を申し上げますと、通信制大学でございますので、テレビあるいはまたCDとか、ビデオとか、そういう衛星放送などを使ってその場でも勉

強できますし、あるいはまたカセット、ビデオを借りて行って、自分のうちでも自習できるということでございます。これは、4年間頑張れば大学の資格も、要するに学士の称号も得ることができるということでございますし、いや、そこまでいかなくとも、私の今専門としている分野について集中的に数科目勉強したい、科目履修、選択教科をしたいという人につきましては、1科目1万1,000円だと記憶しておりますが、納めますと、何年かかりまして、それを履修することができるということでございます。これを積み上げることによって、大学卒は今のところは放送大学も124単位取得すれば学士の称号を得るわけですが、しかし今は生涯学習社会というふうなことでございますので、自分の趣味とか、あるいはまた資格を取るとかというふうなことで利用することも大いに大事なことはないかなと、こんなふうに思っています。300科目を用意いたすことにいたしまして、その講師陣、教授は約1,000名でございます。

受験資格はどうかと申しますと、15歳以上で意欲のある方であればどなたでも結構ということでございます。では、現在日本の放送大学はどういうスタイルになっているかと申しますと、千葉市に本部がありますが、あとは各都道府県に合わせて57カ所学習センターというのがあります。青森県の場合につきましては、青森学習センターということで弘前大学に、もう一つは八戸市の八戸サテライトスペースと申しまして、ユートリーの中に二つあるわけでございます。したがって、むつ市からでありますと、弘前大学に行くか、あるいはまた八戸駅前のユートリーに行くかというふうな大変な不便をかけてきたわけでございますが、現在むつ市、下北郡から入学している方は27名でございます。そのうちむつ市の方は25名でございます。大方やはり八戸市の方が近いのかどうかわ

かりませんが、20名ちょっとの方が八戸市のユートリーの方に通っておりまして、あと五、六名は弘前大学というふうなことになっているわけでございます。今後は、私どものむつ市立図書館でも大方100分の85から90ぐらいの時間はこのむつ市でも受講できるということでありますので、大いに生涯学習に貢献できるのではないかなと、こんなふうに思っているわけでございます。そうしますと、私どもは小・中学校、高等学校、そして高等教育機関というふうなことで初めて一体化するわけでございます。その名称は、こんなふうに考えてございます。これは、放送大学の本部と相談して、この方がいいでしょうという内々の了解をいただいているわけでございますが、放送大学青森学習センターむつ校というふうな名称で開所していきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） その放送大学を開設するのはよくわかりました、内容もよくわかりました。それを、市民の皆さん、また周辺地域の皆さんにどういうふうに広報するのか、再度お伺いします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 入学、要するに大学への入学時期はいつかということがまず一つあると思っておりますが、1年間のうち2回ございます。1回目は4月でございますが、次は10月の入学となりますが、実は我々は本当は、今からもうPRを図りたいところでございますが、やはり予算があって、議会の議決を経なければ走ることができないというふうなことで、今水面下で準備を進めているところでございます。したがって、5月の中ごろに放送大学と市長が調印式を行って開所するというところでございますので、今はもう既に4月からの一般放送大学全体で、2月15日まで

の締め切りで4月以降の入学の申し込みを受けておりますし、ただ、今言ったように、むつ市で開所しますよということはちょっと言えないのが非常に残念でございますけれども、一応全体的にはもう募集を始めて完了しているところでございます。したがって、むつ市で開所されるならばということになりますと、やはり10月からの入学というふうなことになるかと、このように考えているところでございます。鋭意そのPRに努めていきたいと、このように考えております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 教育委員会を終わって、今度は市長にお伺いします。

施政方針の中で庁舎移転と市のまちづくりとは関連があるというふうに言っていました。中心市街地活性化計画という前に策定したものがあのですが、それと庁舎が移るといことは、市のまちづくりと関連があるということの整合性について、ちょっと市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 中心市街地活性化計画は、もう大分、何年前ですか、制定したものであります。むつ市の場合2カ所になっております。旧田名部駅周辺、それから大湊駅周辺ということになっておりますが、市役所の位置が変わるといことは、それらの計画には直接的な影響はないと考えます。ただ現在の市役所は旧国道からの接続でございます。どちらかという、当時は新しいまちをつくるという考え方で市役所を建設したようではありますが、今回は国道338号に接する場所になりますし、まだ周辺に開発の可能性もあります。また、その前に幾分か人口の増加もされております地域でありますから、そのような観点で交通の便がよくなるのか悪くなるのかということになりますと、私はよくなる方に手を挙げたいと

思っております。そのようなことでありまして、重ねて申し上げますと、中心市街地というのは古い時代の田名部町と大湊町の中心地とされていた場所の活性化計画であります。地名も中央という地域に近い場所に移ることになりますので、初めて大型合併が済んだ本当の意味の真ん中に市役所が移るといことになるのではないかとこのように考えています。でありますから、まちづくり計画に多大な影響を与えることになるのかどうかの予測は、今の時点では幾分不透明ではないかと考えております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 今の市長の答弁から予測すると、中央町が中心市街地になる可能性があるというふうなことに感じましたが、そういうことになるのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 旧むつ市の町名のつけ方は、昭和40年代になされておるわけでありまして。そのときに「中央町」ではなくて、「中央」という町名になっておりますが、その時代に、今日のようなにぎわいはまだなかった時代に「中央」という町名がついて、徐々にまちの真ん中であるという意識があの土地を活用される方々に芽生えてきたものと思っております。それが一昨年の合併以来、本当に青森県一広い地域面積を持つ新しいむつ市の中央に、国道の、かつてはバイパスであったわけですが、今では本道の意味を持つような道路、さらに現在大湊上町のあたりでとまっております大湊地区のバイパスを開発することによって、交通の便も飛躍的によくなる可能性を今秘めております。平成19年度では、水源地公園の橋の建設に着手できるような状況になりつつあるようであります。そういうさまざまな要素を考えますと、議員がおっしゃいますような構想の姿に結びついていくのではないかと考えております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 今庁舎移転の件に関しては、議員の皆さんもそうですが、市民の皆さんも大変興味を持っている事項であります。むつ市発足以来のまずは大事業ということで、今の市長のお話のように、もしかすれば中心市街地が庁舎の周辺に移るかもわからないとかというふうな勝手な予想もされるわけです。ということで、できれば早い時期にまちづくりのビジョンをつくって市民に公表してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 平成19年度にまちづくり計画の見直しといたしまししょうか、新しくといたしまししょうか、精神的には新しいという考えの方が正しいと思いますが、そのような方向で検討をするという段取りになっております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 先ほど財政の削減効果のところ、市長は4億6,000万円ほど削減効果があるというふうな話をしていましたが、4億6,000万円削減したものを違うものに使えば、本当は一番いいのですけれども、財政が厳しいということで、それは歳出が減っただけで新しい事業にはなかなかその金額を向かわせられないというのが今のむつ市の現状だと思います。

そこで、きのうの予算審査特別委員会の中でこんなおもしろい話があったのです。用地造成事業会計ですが、総額で約14億円みちのく銀行から借りていて、毎年利息だけ払っている状況にあるということでありました。そうしたら、完済まで何年かかるのということを聞いたら、140年というふうな話だったのですが、その財政効果があらわれた都度、この140年を1年でも2年でも少ずつ短くしたり、一括返済したりするというふうな施策も必要ではないかということ、きのうちよ

と考えたのですけれども、市長、今の話を聞いてどうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 予算審査をされたわけありますから、私は予算審査特別委員会に出席義務がない立場でございまして、実はあの会計は公共用地を取得した会計なのであります。それで、その取得した公共用地が実は軟弱な地盤の財産があったりしまして、その土壌改良をやったというようなことで、土地の取得費だけでなく、そういう土地を使いやすくするための費用も含まれた結果、15億円ぐらいに膨れ上がり、現在は利息だけでなく元金も払っているのです、多少ではありますが。そういう会計でありますので、簿価で、帳簿価格で8億円ほどの土地を保有している会計なのです。それを現在で見直しをすればどのくらいになるかということ、早く計算しておけという指示を私はしております。もう道路のできそうなところだということで買わせられたところになかなか道路が通らないといったようなこともありまして、土地開発公社で損をしているような会計とは違って、むつ市の開発のための会計ということでありますので、土地がうまく売れると、かなり早い時期に3分の2ぐらいは返済可能な会計であるという理解を私はいたしております。今の青森県の財政がよくなれば、実は一番大きな柱になるのが大瀬橋、それから下北橋の間に橋をかけて、道路もその先に延ばしていくと、今昭和町団地というのが県営でありますけれども、そのあたりに道路を結んでいけば売却が可能になるという土地であるわけありますから、そうやってほしいと。願ったのは二十数年前から願っているのであります。なかなかそれが実現しないというのであります。まちが活気を帯びてくれば、それに応じて土地の売却も可能になるだろうという期待は持っております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） あした以降の一般質問でだれかが質問する予定になっていますが、今まさに国会で審議中の財政連結決算にしましょうというふうな国の施策が、今法案が通れば、この14億円が負債に乗ってくるわけですね。すると、間違いなく準用財政再建団体の基準を大幅にクリアして、一発で準用財政再建団体になるというふうな現状になると思います。法律の内容がどうなるかは別として、やはり利息だけ毎回払っているというふうな状況は早目に回避しなければならないとっておりますので、市長の言うとおり、売ればいいと思いますが、売れなくても、できれば予算に、財政に余裕があるときは、その都度返していくということにしてほしいなというふうに思います。

もう一つ、こういうのがありました。下北医療センターへの運転資金として毎年15億円無償貸付しているという話であります。普通運転資金ということは、ただ回す、見かけのお金を回すだけというふうには私は感じていますが、下北医療センターは、その運転資金をもらわないと財務運営できないのかというふうなことを思っていますが、市長は下北医療センターの財務状況を把握しているのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市長という立場で当然把握していなければなりません。公立の病院に対しては、国の交付税措置がございます。交付税の中にむつ総合病院の運営のための分も含まれておりますから、無償で貸しているのではなくて交付している金でありますから、それは何の疑いもなく支出をいたしております。ただ、一時的にむつ市の会計が厳しいときにむつ総合病院に支出する分を控えていたという過去の財政運営の仕方もあるわけでありまして、そういう意味ではただいまの齊藤議

員のご質問とは意味合いの多少違う交付でありますので、そのようなご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） ただ、きのう聞いたら、4月1日で15億円下北医療センターに交付すると言っているのです。むつ市の財政状況もよくないということで、4月、年度の決算を打ち切るのは、詳しくはいつかわかりませんが、その間の1カ月ぐらいの間は銀行から一時借入金として借り入れしているわけですね。よそから借りたのに、国から交付されるかされないかはわかりませんが、またそのまま15億円も無償貸付するというそのやりとりが果たしていいのか悪いのかということになると、私は単純によくはないのではないかなというふうに思っているのです。そのところを市長はどういうふうに考えているのか教えてください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ総合病院は、厚生労働省と総務省が共同で検討して、青森県の指導によって経営健全化計画というのを提出しております。それには一般会計からこれくらいのお金を支出しなさいという指示があります。そういう金でありますから、貸しているのではないのです、交付しているのです。4月1日以降です。4月1日にただちにその金を繰り出ししていくということでは決してないのでありまして、それはそれぞれ一般会計の財政事情、病院の運営資金の問題といったようなものを総合的に判断しながら交付するのでありまして、4月1日ただちにということではありません。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 補足説明いたします。

ただいまのお金でございますけれども、これは通常の地方公営企業法に基づいて繰り出している額ではなくて、完全に運転資金として、病院の方もお金は当然ありませんから、うちの方もそうで

すけれども、その間使うのに当面の運転資金として当初に貸し出しする額でございます。これは、むつ総合病院にいろいろ事情があって、工面できない部分もございますけれども、これは全額そのまま返してもらおうお金でございます。

○議長(宮下順一郎) 58番。

間もなく時間でございます。

○58番(齊藤孝昭) 最後に、前回も一般質問したのですが、昨年売却した旧市営大湊野球場のことについてであります。今年度の予算に、たしか2,000万円で道路改修するというふうなことになっていたと思いますが、土地を安く売って道路を直してあげるのか、それとも道路を直してあげてから高く売するのか、どちらの方が効率的なのか、市長の考えをお知らせください。

○議長(宮下順一郎) 通告範囲外というふうに私、解釈をしたわけですが、予算審査特別委員会でもご質疑をなさり、また総括質疑の場面もありましたけれども、齊藤議員、続けますか。

○58番(齊藤孝昭) 取り下げします。

○議長(宮下順一郎) ご協力ありがとうございました。

これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午後 零時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

慶長徳造議員

○議長(宮下順一郎) 次は、慶長徳造議員の登壇を求めます。51番慶長徳造議員。

(51番 慶長徳造議員登壇)

○51番(慶長徳造) むつ市議会大畑クラブの慶長

徳造でございます。むつ市議会第191回定例会、3月定例会に当たり一般質問を行います。

今回通告してあります項目は、行政評価制度の1項目であります。この行政評価につきましては、昨年3月のむつ市議会第187回定例会で齊藤孝昭議員が一般質問で取り上げております。そのときの市長の答弁では、行政評価は理論的にはやるべきことだと私は考えております、しかしながら県内の調査結果では、私から言わせると、さして成果は上げておられない、システムはつくったけれども、稼働させていないと言っても仕方がないのでは。また、岩手県滝沢村の助役をやった熊坂さんからいただいた行政評価に関する本や総務省あたりから出ておる国の方針などについてもいろいろと話をされております。そして、住民への説明責任については、決算議会などに提出されております報告書等でそれなりの説明責任は果たせるのではないかと、新しいシステムをつくっても、他の自治体でも例があるように、稼働されていないのでは仕方がない。大体以上のような答弁をされております。このことから、今の段階では時期尚早である、屋上屋を重ねる懸念もあると言っているのではないかと、私はそのように理解したのであります。しかし、この行政評価制度は極めて重要かつ先進的なシステムであります。

昨年の3月定例会で取り上げました齊藤孝昭議員も申されておりますが、地方自治を取り巻く環境は、国の進める三位一体の改革、地方分権、財政の健全化、少子化対策など極めて厳しい状況となっております。そういう中でも情報公開を初めとする住民ニーズの多様化に対応することは当たり前の時代であります。この財政が極めて厳しい状況下で何が必要か、何が不要でないか、何から先に実施していくべきか、最少の経費で最大の効果を上げる、その選択が極めて重要であります。そして、それを見きわめる主体は市民であります。

これが当たり前のことであり、行政、市民もこの当たり前の原則を再確認したうえでまちづくりを進める必要があると言われております。

行政評価システムは、これらに的確に対処する一つの手法であり、自治体の実施計画や予算編成に反映されるものであります。このシステムを導入することにより、住民のニーズに対応した政策や事業を、効率的かつ効果的に進めることができるのであります。このことから、全国あるいは県内でも真剣に検討され、既に実施されている自治体も相当あると聞いております。この行政評価システム制度はもっともっと力を入れて検討する必要があると考えるものであります。しかしながら、さきのむつ市議会第187回定例会での市長答弁では、この制度は非常に複雑でわかりにくいところが多いとのことであります。そこで、昨年5月26日、総務常任委員会の行政視察として行政評価制度実施で非常に優秀な先進地と言われております埼玉県志木市で研修いたしました。ここには、次々と全国の自治体から研修に来るというお話でございます。外で研修する機会の少ない私としては大変勉強になりました。そこで、この志木市の事例を紹介して、この方式による行政評価システムの実施について市長の所見をお伺いするものであります。

志木市は、人口6万7,000人、世帯数2万7,400世帯、議員定数30名、人口、世帯数は当市とほぼ同じであります。議員定数は、むつ市の本年10月任期満了による選挙の定数と同じであります。そういう機構等の大きさからも非常に参考になる自治体であります。

気になる財政状況についてももう少し紹介をしたいと思います。資料によりますと、平成16年度の比較では、一般会計の規模は、むつ市285億3,800万円に対し、126億1,200万円少ない159億2,600万円となっております。内訳を見ますと、市税はむつ

市の57億1,129万円に対し、36億4,990万円多い93億6,128万円であります。地方交付税は、むつ市の106億4,900万円に対し、45億4,900万円少ない161億円となっております。財政力指数では、むつ市の0.383に対し、志木市では0.881と倍以上であります。最も重要な経常収支比率では、むつ市の103.8、これは経常収入だけでは経常支出に対応できない数値であります。これに対して志木市では89.7、非常によいとは言われませんが、現在の厳しい状況を考えると、90を切っておることは努力の成果であると考えられます。なお、公債費比率ではむつ市の19.8に対し、10.5と半分程度の数値であります。

なぜこのようなことを申し上げたかといいますと、財政的に決してそんなに悪くない志木市でも、現在の国の改革、また将来の厳しい状況を予測し、行政評価制度を先取りして持続可能なまちづくりに取り組んでいるのであります。準用財政再建団体に転落しかねない綱渡り的な財政運営を強いられているむつ市こそ、この行政評価システムを早急に実施して、市民とともに考え、行政、市民双方の理解と合意のもとに一日も早く財政危機を克服すべきと考えるものであります。このことを言いたかったのであります。

志木市の行政評価制度について申し上げます。詳しいことは、時間の関係もあり省略しますが、非常にわかりやすい、比較的簡明な方法で実施しております。まず、基本となる志木市行政評価基本条例をつくり、この中で公募による行政評価委員5名により行政評価を実施するとあります。ここが非常に重要なところであります。普通このような審議会などの委員は、行政側が任命、選定するわけですが、ここは公募いたしまして、私がそれをやりたい、私にやらせてくださいというふうに手を挙げた市民によって委員会をつくって審議し、行政評価をするわけでございます。実

際の運営は、市民にわかりやすい開かれた行政評価制度として、目的には市民が行う行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進し、もって市民に対する説明責任とするとあります。基本方針には、透明性及び公平性の確保、公開の原則、成果重視による行政運営、行政資源の有効配分、職員の基本姿勢となっております。

評価の対象となる事業として、一つ目は、一つの年度の事業費が100万円以上の事業、ただし工事にかかわるものについては500万円以上の事業。二つ目は、当該年度から、その翌々年度までの事業費が300万円以上の事業、ただし工事にかかわるものにあっては1,000万円以上の事業。三つ目は、このほか市長が特に重要と認める事業。以上を対象事業としております。

次に、評価の種類は当該年度の翌年度から新たに実施をしようとする事業の必要性について行う事前評価と、複数の年度にわたり継続して実施する事業状況及び達成度についてそれぞれ当該年度が終了した後に行う事業評価となっております。

評価の実際の手順としては、まず所管する部局による自己評価を行い、次に公募による5名の評価委員会のよる市民評価となります。最後に、この自己評価及び市民評価を経たうえで市長による総合評価がなされる手順となっております。この評価結果は、公告式条例に基づく公示、市のホームページ、広報紙等により公表されるようになっており、市議会には年1回報告書を作成して報告するとあります。その評価結果は、予算編成、人事管理等の政策などの策定及び実施に活用するものとあります。また、議会の審議の中で市民の意思が十分反映される議論が期待されるものであります。この行政評価が毎年実施されることにより、評価サイクルが完成し、市民参加型の行政評価が実現されるのであります。

ただいま申し上げましたこの方式は、極めてわかりやすく、すぐにでも実施可能なシステムであります。これにより職員の意識改革も行われ、また市民の行政参加も身近なものとなります。この行政評価制度は、合併に当たって作成された新むつ市の新市まちづくり計画の「人と自然が輝くやすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指しての第 章、新市まちづくり基本方針2に明記されております住民参加による一体的なまちづくり、新たな行政システムづくりに最もマッチするものであり、行政、議会、市民協力による活力ある新むつ市の実現が期待できるのであります。以上のことについて、市長の考えをお伺いするものであります。

次に、この志木市方式による行政評価を明年度、平成19年度からの実施についてであります。合併後の新むつ市は、旧合併市町村の厳しいあらゆる事務事業をすべて引き継いでおり、そして逼迫する財政を初め医師不足と大きな赤字を抱える病院経営、経済の低迷による雇用不安、少子高齢化対策、教育や福祉対策、そして経済の活性化など難問山積みの現況であります。これらを解決するためには、何としても6万7,000市民の理解と協力が不可欠であります。そのためにも市民参加のこの行政評価制度を早急に実施して、行政、市民、議会が一体となって将来に向けて持続可能な新むつ市の発展を図るべきと思います。

以上のことから、この志木市方式による行政評価制度を明年度、平成19年度から実施すべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上で壇上の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 慶長議員の行政評価についてのご質問にお答えいたします。

まず、埼玉県志木市方式についてであります、

志木市は市民委員会の設置や行政パートナー制度の導入により、市民とともに市政を運営するという市民協働の理念を具体的な組織、制度として実施しており、これからの地方行政のあり方において先駆的な自治体であり、本市としても学ばねばならないものがたくさんあると認識しているところであります。また、行政評価制度においても、市民との協働作業による行政活動の質の向上を究極の目標として、完全な公募による行政評価委員会を中心に据えて、行政、市民、議会の連携をとりながら改革を進めているまさに理想的な制度であると評価したいと思います。

志木市は、平成元年から行政内部の評価を行っていた経緯があり、平成14年度からこのような市民主体の行政評価システムを構築する下地があったようではありますが、審議会等の組織のすべてにおいて、以前から市民を公募する体制をとっており、政策、提言、能力を備えた人材が育っていたということもこのような市民協働の制度を短期間で取り入れていくことが可能だった要素ではないかと考えております。

次に、平成19年度からの実施についてですが、平成19年度は行政評価制度導入の検討の年とさせていただきたいと考えております。その後試行、そして実施というように段階的に取り入れていくことを考えております。平成19年度には、新市としての長期総合計画が策定されます。手法としては、その計画を具体化する施策、事業について評価を加えていくということになりますので、長期計画策定後、予算措置がなされている事務事業をその計画の項目に沿って整理し、評価の手順を整えていく準備期間が必要となります。

また、どのような行政評価制度を構築するかは、行政評価の目的をどこに置くかということに大きくかわるものであります。行き着くところ、事務事業の見直しにより経費削減が図られたただけだ

ったということにならないよう、伸ばすべき施策にはしっかり力を入れ、縮小または撤退すべき施策をはっきりさせることができる制度を外部評価も取り入れながらつくり上げていく必要があると考えておりますが、どのような制度を構築するにせよ、基本となるのは事務事業の担当課の自己評価であります。本市では、いわゆる成果主義的な評価により政策決定する過程が組織的にはとられていない現状にあるわけですので、そのような考え方に対する職員の教育というところから始める必要があります。いずれにいたしましても、十分な検討と準備時間をとらせていただいて、むつ市に適した行政評価制度を段階的に構築することといたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 51番。

○51番（慶長徳造） 大変前向きなご答弁でございます。ほぼ質問に沿った答弁であると思っております。

まず、平成19年度、来年度からこれに着手して、それなりの調査を経たうえで実施するというところでございますので、ひとつ拍車をかけて、実施していただきたいと思っております。これを実施することにより、将来に向けて持続可能な新むつ市の発展が出てくるものと考えております。そういうことでございますので、新市の発展を念願してこの質問を終わりたいと思っております。

最後でございますが、1月には市長が病気治療のために入院されまして、滞りなく治療が終わりまして1月の末に退院され、ただちに公務に復帰されたということは大変喜ばしいことだと思っております。これからも健康に留意されまして、むつ市のために活躍することを念願、祈念して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（宮下順一郎） これで、慶長徳造議員の質問を終わります。

2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

千賀武由議員

○議長（宮下順一郎） 次は、千賀武由議員の登壇を求めます。42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） むつ市議会大畑クラブの千賀でございます。さきに通告申し上げましたとおり、むつ市議会第191回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様には誠意あるご答弁をご期待申し上げます。

質問に入ります前に、市長におかれましては、このたびの入院で手術され、無事退院なされました。そして、職務に復帰されました。まことにおめでとうございました。今後とも自分の体を大切にして、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指して、さらなるご奮闘を願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。第1点目は、大畑地区の市営住宅の改築についてであります。この件については、私はむつ市議会第185回定例会のむつ市過疎地域自立促進計画の議案でも質疑をしております。市営住宅の整備は、定住促進を図るうえでも生活基盤としても欠かせない重要な事業でございます。大畑地区の現在の市営住宅は、昭和51年から昭和55年度までに建設されたものであり、築27年から、古いものは31年と老朽化が進んでおり、居住者の方々からも快適な市営住宅の改築が望まれているところでございます。合併時、私は議員の皆様とむつ市管内視察の際、川内地区の整備をされたあの快適そうな市

営住宅を拝見させていただきまして、大畑地区の市営住宅改築に意を強くしたところでございます。そこで、大畑地区の市営住宅について伺いをいたしたいと思います。

一つは、改築計画はいつごろになるでしょうか、伺いたいと思います。

二つ目は、建設場所は現在の場所なのか、別な場所を考えているのか伺いをいたしたいと思います。

第2点目でございます。大畑地区の土地利用についてでございますが、大畑消防署庁舎建設に係る当初の建設予定地が、地盤の不安定により別の候補地の選定となったところであり、現在候補地の買収等る建設に向けて進んでいることはまことに喜ばしいことであります。そこで、当初の建設予定地であった消防署用地の今後の利活用についてどのようにする考えなのか伺いをいたしたいと思います。

第3点目は、廃校になった佐助川小学校の利活用について伺いをいたします。少子化と過疎化の急激な進行に伴う児童・生徒の減少から、平成18年4月、佐助川小学校が廃校となったことはまことに残念であり、まだ記憶に新しいところでございます。学校がなくなり、地域との行事もなくなり、地区住民の一抹の寂しさがひしひしと身にしみておるところでございます。そこで、まだあの立派な佐助川小学校校舎と体育館を今後どのように利用していく考えなのか伺いをしたいと思います。

最後の4点目でございますが、少年の非行防止対策について伺いをいたします。社会構造、そして経済情勢の変化に伴い、核家族化の進行、夫婦共働き家族の増加により、子供が学校から帰っても保護者である親がいないことなどから少年の非行化は年々増加の傾向であり、また低年齢化の現状にあります。当むつ市においてはどうぞしよ

うか。高校生のゆすり、たかり、あるいは中学生の飲酒、喫煙、校内暴力等の傾向はないでしょうか。次代を担う青少年を健全に育成することは、家庭、学校、社会の3者の責任であると考えますが、それぞれの責任にどう対応しているのか、どう対応しなければならないのかを承りたいのであります。

そこで、1点目として、非行防止に果たすべき家庭の責任も大であると考えますが、非行少年の育っている家庭はどういう環境であるのか。例えば共稼ぎ家庭に多いとか、片親の家庭に多いとか、そういう家庭環境に起因するものがあるかないか。あるとすれば、その改善策をどのように考えているかお伺いをいたします。

第2点目としては、学校の問題でございます。非行化した児童・生徒に対して教師は避けて通り、真っ正面から受けとめて改善のための努力の姿勢は見受けられないのが通常であります。こうした教師のあり方に対してどのように指導しているかお伺いをしたいのでございます。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 千賀議員にお答え申し上げますが、冒頭病気見舞いをしていただき、今後の活躍に期待を寄せていただいたことにありがたく心から御礼を申し上げたいと思います。

ご質問にお答えいたします。市営住宅の改築について、2点のご質問であります。関連いたしますことから、一括してお答えいたします。

まず、ご質問の外山団地の建設経過を振り返ってみますと、旧町営住宅の一部は現庁舎敷地内に整備されておりましたが、県立大畑高等学校建設用地隣接地を取得した際に、現在地に移転建設されたと伺っております。交通が不便な立地条件下

にある団地でありますことは、議員ご発言のとおり、同様の認識でございます。

現在市では、合併後新市における住宅政策の整合性を図り推進するため、今年度住宅政策推進調査によりますむつ市公営住宅ストック総合活用計画の策定を進めているところでございます。この計画では、基本となる市営住宅必要戸数等を定め、既存ストックの状況を整理し、建替え、戸別改善、維持保全、用途廃止の手法を選択するもので、計画期間は平成27年までの10カ年として検討しているところであります。ご質問の大畑地区の外山団地は、昭和52年度から昭和55年度までの4カ年で31戸を整備したもので、建設後27年から30年経過した住宅であります。外山団地同様、旧むつ市金谷団地等を含め、建設年度が同年代である団地については、計画期間内に耐用年限まで達しないことから、居住性の向上を図る戸別改善で対応が可能であると考えているところであります。

なお、公営住宅ストック総合活用計画の期間は10年間としてありますが、社会情勢等の変化を考慮し、中間年度であります平成23年度に計画の見直しを行うことも必要との認識であります。いずれにいたしましても、公営住宅については財政状況を見きわめながら、一体的な整備を図り、住民福祉の向上に努めてまいり所存でありますので、ご理解願ひたいと存じます。

次に、大畑地区の土地利用に関連して、当初建設予定地であった消防署用地について、今後活用の計画はあるのか、あったら示してほしいとお尋ねであります。千賀議員ご承知のことではありますが、平成13年度に民有地及び県有地、合計5,491.9平方メートルを消防庁舎建設用地として購入した県有地が河川敷用地を整備した土地であったことから、極めて軟弱な地盤であることが判明し、消防庁舎建設地には適さないため、昨年新たに建設予定適地を模索し、選定したところで

あります。お尋ねの用地につきましては、非常に軟弱な地盤でありますので、地震時の液化化現象など技術的に検証しなければならない課題も多く、現在のところ、その利活用の検討という段階には至っておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 千賀議員ご質問の廃校した佐助川小学校の利活用についてお答えいたします。

ご存じのとおり佐助川小学校は、昭和9年に設置され、昭和55年度に校舎を、昭和61年度に体育館を改築いたしました。平成15年度に在籍児童がいなくなり、平成16年、平成17年度の入学予定者もないことから、木野部、赤川町内会の承諾をいただきまして、平成18年4月より閉校したところでございます。

閉校後の施設利用につきましては、両町内会と数回にわたり協議を重ねた結果、使用に関する要望がなかった経緯もありまして、現在大畑地区で収集された民具と発掘出土、遺物の保管等市の施設として利用しているところでございます。議員ご発言のとおり、校舎、体育館ともに十分活用可能な建物ではありますが、教育委員会といたしましては、大畑地区で発掘収集された文化財の集積保管及び文化財審議委員や専門家による研究、集積の場として、今後とも利活用を図ってまいり所存でございますが、これからは周辺環境を生かした活用方法も受け入れる姿勢を失うことなく対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、少年の非行防止対策についてのご質問にお答えいたします。少年非行につきましては、議員ご指摘のように、低年齢化の傾向に加え、刑法犯少年の検挙数が近年高水準で推移しており、社

会を震撼させる重大事件が相次ぐなど、残念ながらまことに憂慮すべき状況にあります。その原因、背景としましては、まず一つは幼児期におけるしつけが不十分なため規範意識が十分に身につけていないこと、社会体験や生活体験の不足などにより社会性が十分身につけていないこと、物質的な豊かさの中で他人への思いやりや人間相互の連帯感が希薄化していること、情報メディアへの過度ののめり込みにより、死や生に関する現実感覚が鈍化、鈍ってきていることなど、社会状況や青少年を取り巻く環境をめぐるさまざまな要因が複雑に絡み合っていることが考えられますが、何といたっても家庭環境、親のしつけの仕方が子供の成長に大きな影響を与えていることが各方面から報告されているところであります。

特に成長するにつれ、少しずつ非行がエスカレートしていく子供の家庭環境と問題行動との関連では、乳幼児期において親による虐待、家庭内暴力、経済力のなさ、養育の放棄、小学校の段階では家庭での教育力の欠如、また厳しい体罰等が要因となって、規範意識が薄れ、その結果万引き、家出などの問題行動にあらわれてくると指摘されております。さらに、中学生の思春期では、家庭でのコミュニケーションが不足するため、幼いころからため込んできたストレスが周囲に向けられ、学校不応や万引き、暴力行為や器物破損等の問題行動へとエスカレートしていくと報告されております。

また、ごく最近の非行、問題行動の中で、落ちつきのないいわゆる注意欠陥多動性障害を持つ特定の児童・生徒が何度も繰り返して類似した問題行動を引き起こしていることが大きな特徴として注目しなければならないところであります。この全国的な調査結果は、むつ市内の各学校から提出されます事故、非行報告書の中身を分析しましても、ただいま申し上げた要因と全く符合している

ことをうかがい知ることができます。

次に、改善策は何か、教師による防止策をどのように指導しているかとの質問であります。まず子供の教育は、学校、家庭、関係機関を含む地域が連携して、すなわち社会全体が総がかりで行うということになります。しかしその前に教育の基本第一義は、まず家庭教育にあることを明確にしなければならないと思います。仕事を持つ親は、子育ての時間の不足、専業主婦においては日々の子育ての中で孤独感に悩むなど、精神的、時間的にもゆとりのない状況にあることをまず地域や社会全体が理解し、必要に応じて支援していく仕組みを構築し、機会を提供していくのは当然のことではありますが、ただいま申し上げましたように、家庭教育がすべての教育の出発点であることをまず認識しなければならないと思っております。

まず、家庭においては子供と一緒に食事をとるなどの生活時間を持つことが当たり前のこと、基本中の基本であります。これが子供にとってはかけがえのない精神のよりどころであり、最も大事な場面であると思っております。子供は、とかく無知や無鉄砲さから失敗や過ち、あってはならないことではあります。時には非行や犯罪に走ってしまうこともあります。しかし、たとえそのような場合であっても親子の関係、家庭という最後の受け皿さえあれば、もとの状態に引き戻すことはそう難しいものではないことをどの学校でも、どの教師もこれまでの事例から幾度となく経験しているところであります。

しかし、問題行動への対応に当たって最も大事なこと、課題は、何よりも問題行動の兆候を早期に発見し、十分な指導、相談、援助あるいは注意、阻止を迅速、適切に進めていくことができるかどうかであると思っております。また、同時に大事なことは、指導すべき教師の側に問題行動の兆し

を感じ取れる鋭敏な力があるかどうかであります。

先ほども申し上げましたが、問題行動が発生する要因、背景は多様化、複雑化してきておりますが、問題行動は決して突如として表に出てくるものではありません。例えばいじめの場合などの例を挙げれば、小学校のときの最初の冗談のつもり、遊び感覚であったものが、中学校になって、ささいな人間関係のもつれがきっかけとなって深刻ないじめに発展した例などがあるわけでありまして、小学校のときにおいて教師がからかいや冗談に気づき、その段階でしっかりと注意し、適切に対応しておれば、それ以上エスカレートしなかったのではないかと考えております。問題行動の兆候を感じ取る力、適切に対応する指導力は一朝一夕で備わるものではなく、ふだんの課題意識とともに、先輩教師からの助言や同僚教師と共同して実践的な経験を積むことのほか、私どもむつ市教育委員会といたしましても、児童・生徒理解講座や生徒指導研修講座を開催し、子供の心理学や少年犯罪の専門家を講師に招いて生徒理解や実践力の育成に努めておりますので、議員のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） ただいまは丁重なご答弁を本当にありがとうございました。順を追って再質問をお願いしたいと思います。

まず、市営住宅の関係でございますけれども、先ほど市長からは、むつ市公営住宅ストック活用計画を進めていて、大畑地区は改築でなく修理可能な方でいくということでございますが、現在の市営住宅の現況はどうなっているか、そこあたりからお聞きしたいのでございます。現在の太田地区の市営住宅の現況、どのようなものか。屋根が腐っていると、そういう状況でございますけれども。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事建築課長（石田三男） お答えいたします。

築後、耐用年限まではまだ至ってはございませんが、毎年の需用費、修繕費でもって屋根等の改修を行っております。退去等があった場合に多額の経費がかかるわけですが、それについては畳、壁、天井等の補修を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） そうすれば、改築しなくても、まだまだ大畑の市営住宅は住めるということで、今のこの計画の中に改築は入っていないと、そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほどお答えしましたものは、現在建設部を中心に取り組んで進めておりますむつ市公営住宅ストック総合活用計画というものに基づいて、それこそ利活用をどうするかという検討をしておることなのであります。先ほど千賀議員のご発言の中に、川内の市営住宅見たら、うらやましいという言葉は使ってはおりませんが、そういう気持ちもあったというお話がございました。旧川内町は、申し上げるまでもなく、林業の町というたい文句があるわけでありまして、非常に木材を活用した公営住宅やその他現在の庁舎も木材の有効活用を図ってやっておるわけでありまして、そういう事業の一環として公営住宅も取り組まれてきた、こういう事情がありますので、私も実はその川内の市営住宅をうらやましいと思っているのであります。

私も1カ月ちょっとだけむつ市の市営住宅に入ったことがあるのですが、あずましくなかったです。でありますから、現在のこの計画は、ストックして、現在手持ちのものをどう活用するかという計画ですが、その中に財政事情の許す範囲で、

特に千賀議員のご質問の外山団地というのは町の中心部から離れていて、少し不自由なところではないかと、こういうお話であったと私は理解しております。そういう状況もこれからストック計画を検討し、前に進めていく際には、そういう要素も判断材料に入れて、戸別の対応だけではなく、新しいものも考えていく必要があるのではないかと考えますので、担当の部長以下には、その方面も判断材料の中に組み入れろという指示をしていきたいと思っております。非常にあいまいな答弁でありますけれども、先ほどよりは前に向けた答えを申し上げているつもりでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） 市街地の方ということもストック計画の中で考えるということで、大変ありがたいことでございます。その検討の中で、一つだけまたお願いしたいのですけれども。というのは、そういう検討の中で、建築の際はオール木造住宅ということを入れて、木造住宅はやっぱりぬくもりと優しさが見直されている現在でございます。木材産業振興のためにもぜひ考えるべきだと思いますので、その点ご配慮を願いたいと思いますが、その点いかがでございますでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 特に申し上げませんでしたけれども、大畑町も木材の町だったのです。だったのですという過去形使っていますけれども、現在は森林から再生させようという動きを濱田議員を初め多くの議員の方々が取り組んでいます。下北半島はすぐれて木材産業を興す力がかつては持っていたわけです。現在は、国際市場、国際競争に多少押されておまして、衰微しております。でございますが、木材が主要な産業の一つであるということには間違いのないわけでありまして、それを活用するという考え方を取り入

れていくことは行政を進めるうえで重要な意味合いを持っているということをも十分に認識しておるつもりでございますので、ご提言を大事にさせていただきますきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） ありがとうございます。市営住宅の件については、それで終わりたいと思います。

次に、大畑地区の土地利用の質問でございます。先ほど要件を市長が話しまして、検討には至っていないということでございますが、ぜひこれを検討なさいます。次の提案にひとつお答えを願いたいのでございます。というのは、当初の建設予定地の場所付近は、最近徐々に開発がされてきているのではないかと私は思っておりますが、大畑の市街地等には、まだきちんとした公園等がないのであります。そこで、土地は至って軟弱でためでございますが、そのところをご検討なさいます。この場所を整備して公園などにして、いろいろな遊具を置いた子供の遊び場にするとか、小さいですけども、屋外のイベント広場みたいにつくるとか。大畑地区は、親子の触れ合い場所もないのでございます。そういうところで、すぐとは言いませんけれども、親子の触れ合いの場として整備をしてくれるお考えはないか、市長のお考えをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 液状化現象ということについてご説明を申し上げることは必要ないと思いますが、ただ東京というまちが江戸時代からも埋め立て、埋め立てで今日の海の中に都市が進出してきたという土地でありました。その東京にあれば高層の建物がどんどん、どんどん建っているわけですから。当然に液状化も何もみんな考慮に入れられたうえで高層の建築物が建ってきている。ただ、阪神・淡路大震災では神戸アイランドというあの

埋め立てしてできた島が液状化を起こして災害復旧にも随分難渋したということがあります。新潟県中越地震の際の教訓から、液状化に対する対策はかなり進んできておるのであります。一番古い江戸が高層住宅のまちになってきている。そして、新潟よりも新しく造成された神戸の港にできた人工の島が液状化を起こしている。法律的なものや科学的な研究が非常に跛行性に富んでおりまして、有効活用するにはどうするかという面では非常に難しいと思います。ただ、今申し上げたのは、皆大都市ばかりであります。大畑地区で地質改良をやって、あそこに高層建物を建てようなどという人は、多分絶対出てこないだろうと思うのですが、そういう見地から考えますと、確かに大畑地区には校庭より広いところで公園になっているところはないのです。深く検討させていただく材料であろうと思いますので、ただし緊急避難場所等に指定するのはちょっと遠慮しなければならぬかも知れませんが、その辺微妙なバランスをとって検討しなければならないと思いますので、研究課題にさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） 大変市長には、私としても了解するお言葉ありがとうございます。休みの日など親子が触れ合う姿を見ると、それを想像すると、非常に私としてもうれしいと思っております。こういう提案を切実に訴えた地区住民もおりますので、どうかご検討のほどよろしく願いまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、佐助川小学校の利活用の問題でございますけれども、先ほど教育長からは民具、発掘遺物等の保管に使用している、ということでご回答をいただきました。これも当然よいことだと思っておりますが、またここで一つ教育長にご提案を申し上げたいのでございます。この廃校した佐助川小学校を、先ほどのご回答のほかに、1年12カ月のう

ちで何カ月かでもよろしゅうございます。そういう期間を設けて、週二、三回車の送迎をして、高齢者とは限らないのでございますが、地区住民の趣味を楽しむ館としてもこれを使っていいのではないかと。趣味の館と申しますのは、皆さんいろいろ趣味を持っておられましょう。碁とか将棋とか、マージャン、俳句とか、音楽の部屋といいですか、そういう楽しむ教室として使用しても私は非常に皆さんのためにいいのではないかと考えるところでございますが、その点教育長、どうお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 千賀議員のご質問にお答えいたします。

佐助川小学校の廃校に当たりましては、一応赤川、木野部地区町内会の役員方の事前の了承をいただきまして、体育館も学校も使いませんと、地区公民館で私たちの活動は十分間に合いますという、そういう背景の中で廃校にいたしております。そういうこともありまして、地区的には閉鎖の状態、教育施設として現在土器等の保存管理をしているということでございます。

ただいまご提案のありました何カ月かの学校開放、趣味の館等としての活用につきましては、実は教育委員会としても、門戸を閉ざしているわけでも、考え方としてはないわけでも、全国的に見ましても、海辺の廃校施設は漁師の館とか、それからまた一部プチホテルとして活用している例もございます。ただし、これは民活の導入という部分でございますが、なかなか公的機関として、これに積極的に取り組むには管理上の問題が積みまわってございまして、この辺どうしても打破するには多少の時間はかかるかと思っております。現在こういう地区的に遠い場所にありますものですから、アクセスの問題、時間等の問題から、現状ではご提案をいただきました分野での活用はかなり

難しいものがあるかと思っております。ただまた、生涯学習施設としての地域の盛り上がりとか、そういう時間が来れば、これもまた全く排斥するものではない部分かなと思っておりますが、現状の中では土器等の保管場所、それから研究者の施設として活用するのが一番有効かなという状況で判断してございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 42番。

○42番（千賀武由） ただいまの教育部長のご発言で私も理解をしますが、先ほどのご提案も全く忘れないということで、ひとつ頭の片隅でもいいですから、置いてご検討を願えればと思います。

最後に、少年の非行防止対策についてご質問いたします。先ほどは、家庭の問題、そして学校側の教師の問題についてご丁寧なる教育長の答弁をいただきました。ここで、社会の責任についてひとつ伺いたいのでございます。補導員の配置の関係でございますけれども、まずここでは善良な子供たちが非行グループ等によって囲まれ、暴力を振るわれ、ゆすりやたかりが行われていても一般の通行人は、私もそうだと思いますが、見て見ぬ振りをして避ける風潮があるのではないかと思っております。我々みたいに暴力に対処することを知らない一般人を責めることは大変酷とは思いますが、スーパーとか駅とか、そういう一般大衆の集まる非行の行われやすい場所に補導員を巡回させることはどうかという問題でございます。補導員ということでは、腕章とかワッペンをして巡回しておりますならば、補導員自体が非行の場をつかむことができなくても通行人からの通報によっていち早く駆けつけて防止に当たることも可能だと思いますが、そういう関係した補導員を配置するお考えはないか、そのところをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

補導員というお話でございましたけれども、私ども福祉の方で少年指導員というのを配置してございます。先般の新年度予算の特別委員会の中でも若干ご説明しましたけれども、少年指導員60名ほどを配置しまして、それぞれ巡回指導等を実施してございます。各地区にそれぞれ人員も配置してございますので、その中で街頭指導、補導等を実施してございます。ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長(宮下順一郎) 教育長。

○教育長(牧野正藏) 先ほど最初の答弁ということになりますけれども、やはり子供を指導する場合にありましては、例えば教員の中にとりましても、注意する先生としない先生があってはならないわけでありまして、学校を経営する場合に一番難しいことの一つは、やっぱりその学校の先生方が一枚岩になるということが私は一番大事なことだろうと思っているわけでございます。そういう意味でも校長先生のリーダーシップといいましょうか、やっぱりそういうものが強く求められていくわけでございます。しかし、実際問題なかなか、口で言うのは簡単でございますが、実際経験の浅い先生、あるいはまたいろいろ多様な資質を持った先生がいらっしゃるわけでございます。そういう先生方が一つの考えのもとに、共通理解のもとにやるということは、先ほど申しましたように非常に難しいことでございますけれども、しかしやっていかなければならないことだと思っております。

先ほど申しましたように、やはり教員というのは、最初は例えば国語の先生とか社会科の先生ということで、教科の指導力で採用されてくるわけでありましてけれども、実際現場に行きますと、やはりそればかりではなくて、生徒指導力というの

が大変強く求められていくわけでありまして。その二つが重なって初めて教師力ということが出ていくわけでありまして。そういうことで、それぞれの学校が必死になって頑張っておりますが、なかなか口で言うほど効果が上がっていかないというのも現実のことでもあります。不足する分につきましては、PTAの皆様方のお力添え、あるいはまた先ほど出ました補導員を含めた地域の方々の温かい目と同時に厳しい目というものでひとつ協力していただくしかないと思っております。学校が気がつかないところは多々あると思えますけれども、ひとつそういうことで学校に連絡していただく、あるいは家庭に連絡していただくということで、地域こぞって子供たちの安全確保も含めながら、事故、非行の未然防止に努めていただければありがたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮下順一郎) 42番。

○42番(千賀武由) ご答弁ありがとうございます。いずれにいたしましても、少年の非行防止は家庭、学校、そして地域社会の3者が連携をとり合い、協力し、対処されますことをご期待を申し上げます。

最後に一言申し上げたいと思っておりますが、私は今回私のモットーとします市民が安心して暮らせるまちづくり、そして市民が安心を取り戻す潤いのある生活ができることを思い、この質問をさせていただきました。今回の質問に対しまして、市長そして教育委員会におかれましても、できるものはできる、そういう実現方に努力されますことを切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮下順一郎) これで、千賀武由議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月16日は本日上程されました議案第32号の質疑、討論及び採決並びに堺孝悦議員、川下八十美議員、久保田昌司議員、澤田博文議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時49分 散会